

川西町地域防災計画

地震対策編

(令和5年度修正)

令和6年3月

川西町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の基本方針	2
第1 目的	2
第2 計画の位置づけ	2
第3 計画の基本的な考え方	2
第4 計画の構成	3
第2章 計画の運用	4
第1 計画の修正	4
第2 計画の運用	4
第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱	5
第1 防災関係機関の基本的責務	5
第2 防災関係機関の業務大綱	6
第4章 町民、事業者の基本的責務	12
第1 町民の基本的責務	12
第2 事業者の基本的責務	12
第5章 災害の想定	13
第1 町域の概況	13
第3 地震による被害想定	14
第2編 災害予防計画	15
第1章 住民避難	16
第1 避難行動計画	16
第2 避難生活計画	21
第3 帰宅困難者支援体制の整備	26
第4 要配慮者の安全確保	27
第5 応急住宅等供給体制の整備	28
第2章 地域防災力の向上	29
第1 防災知識の普及	29
第2 防災訓練の実施	30
第3 自主防災体制の整備	32
第4 企業防災の促進	33
第5 消防団員による地域防災体制の充実強化	34
第6 ボランティア活動支援環境の整備	35
第7 文教対策の推進	36
第3章 災害に強いまちづくり	37
第1 まちの防災機能強化	37

第2	建築物等の安全対策の推進	41
第3	緊急輸送体制の整備	43
第4	ライフライン確保体制の整備	44
第5	交通確保体制の整備	50
第6	危険物等災害予防対策の推進	51
第7	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	52
第4章	災害に備えた防災体制の確立	53
第1	総合的防災体制の整備	53
第2	情報収集伝達体制の整備	59
第3	火災予防対策の推進	63
第4	消防・救助・救急体制の整備	65
第5	支援・受援体制の整備	66
第6	応急医療体制の整備	67
第7	防疫体制の整備	68
第8	二次災害防止体制の整備	69
第9	火葬場等の確保	70
第10	廃棄物処理体制の整備	71
第11	緊急物資確保供給体制の整備	72
第12	防災営農対策の推進	73
第13	文化財の保護対策	74
第3編	応急対策計画	75
第1章	住民避難	76
第1	避難行動計画	76
第2	避難生活計画	82
第3	帰宅困難者対策	90
第4	要配慮者の支援	91
第5	住宅応急対策	92
第2章	応急活動実施体制の確立	93
第1	組織体制	94
第2	参集配備体制	95
第3	情報の収集・伝達	100
第4	災害広報・広聴対策	104
第5	応援の要請・受け入れ	106
第6	自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ	107
第7	救助・救急活動	108
第8	医療救護活動	112
第9	建築物・住宅応急対策	113
第10	緊急輸送活動・交通規制	114
第11	大規模火災対策	115
第12	二次災害防止対策	118
第13	災害救助法の適用	124

第14	緊急物資の供給	125
第15	防疫・保健衛生活動	132
第16	ライフラインの確保	133
第17	農業関係応急対策	139
第18	教育関係応急対策	140
第19	遺体の収容・処理及び火葬等	141
第20	廃棄物の処理等	142
第21	ボランティア等自発的支援の受け入れ	143
第22	文化財応急対策	144
第23	社会秩序の維持	145
第24	災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	147
第4編	災害復旧・復興計画	149
第1章	まちの復旧及び経済の振興対策	150
第1	公共施設等の復旧	150
第2	激甚災害の指定	151
第3	被災中小企業の振興	152
第4	被災農業者への融資	153
第2章	被災者の生活の安定	154
第1	罹災証明書の発行等	154
第2	被災者の生活確保	155
第3章	被災者の心身のケア	156
第1	被災者生活再建窓口の開設	156
第2	被災者健康維持活動	157
第4章	被災者のすまいの再建の支援	158
第1	被災者生活再建支援金	158
第2	住宅の確保	159
第5章	災害復旧・復興計画	160
第1	災害復旧・復興計画の策定	160
第2	特定大規模災害発生時の復興計画	161
第5編	南海トラフ地震防災対策推進計画	163
第1章	総則	164
第1	推進計画の目的	164
第2	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	164
第2章	予防対策	165
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	165
第2	防災訓練	166
第3	地震防災上必要な防災知識の普及計画	166
第3章	応急対策	167
第1	南海トラフ地震臨時情報	167
第2	臨時情報が発表された場合における災害応急対策	168

第3	関係者との連携協力の確保	170
第4	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	171
第5	消火、救助・救急活動	172
第6	緊急輸送	172
第7	防疫、保健衛生	172
第8	支援・受援体制	172
第9	広域避難対策	172
第10	物資等の確保	172

第1編 総則

第1章 計画の基本方針

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川西町の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね町域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、町・指定地方行政機関・指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、町域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、奈良県地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する、防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3 計画の基本的な考え方

1 防災・減災対策の推進

災害対策基本法において、「防災」とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。しかしながら、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」とあわせて、町民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

3 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

- (1) 町民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。
- (2) 障がい者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の参画を促進する。
- (3) 災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性や子育て家庭のニーズが避難場所運営等に反映されがたいことなどが指摘されてきており、男女共同参画の視点を受けたことから、防災対策に係る意思決定の場への女性参画を促進する。

第4 計画の構成

地震対策編の構成及び内容は、次のとおりである。

1 総則

本計画の目的、町及び関係機関が処理すべき事務または業務の大綱及び想定される被害等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止しまたは被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

3 応急対策計画

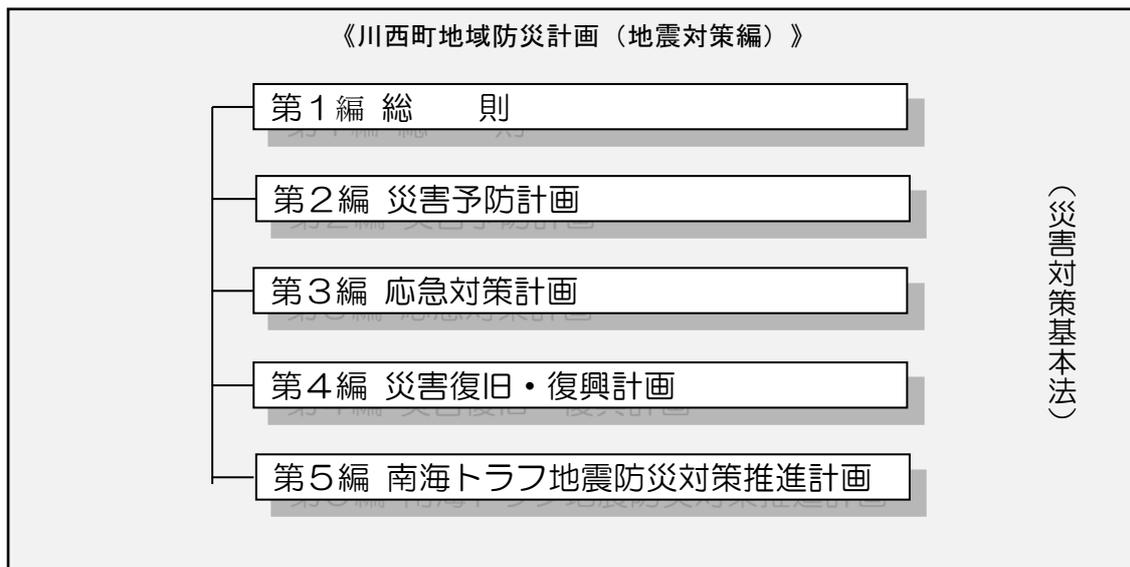
地震発生直後の町及び関係機関に求められる応急活動内容を定める。

4 災害復旧・復興計画

町民の生活安定のための措置並びに公共施設の災害復旧等について定める。

5 災害復旧・復興計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進について定める。



第2章 計画の運用

第1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2 計画の運用

- 1 本町各部署並びに防災関係機関等は、平素から訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。
- 2 防災対策への理解と防災意識の啓発を推進するため、特に必要な事項については、町民に公表する。

第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱

町及び町内の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1 防災関係機関の基本的責務

1 川西町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・指定公共機関等の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、消防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体、その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、町民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 奈良県

県は、本町を包括する広域的な地方公共団体として、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・指定公共機関等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携団体（福井県、三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 防災関係機関の業務大綱

1 川西町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
川西町	1. 町防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防水利等の整備 8. 救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建造物・公共施設の強化 11. 都市の予防構造の強化 12. 上水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難場等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	1. 町災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設等の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の捜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分支援 3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県 (中和土木事務所、中和保健所、中和福祉事務所、他)	1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所等の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政通信ネットワークの整備、運	1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供	1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入れ・配分等に関する計画

	<p>用、点検</p> <p>8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>10. 自主防災組織等の育成支援</p> <p>11. ボランティア活動の環境整備</p> <p>12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施</p>	<p>給</p> <p>9. 児童、生徒の応急教育</p> <p>10. 施設、設備の応急復旧</p> <p>11. 県民への広報活動</p> <p>12. ボランティア、救援物資の適切な受入</p> <p>13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>14. 奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書に基づく支援</p>	
<p>奈良県警察本部 (天理警察署)</p>	<p>1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備</p> <p>2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実</p> <p>3. 道路実態の把握と交通規制の策定</p> <p>4. 防災訓練の実施</p> <p>5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動</p>	<p>1. 被害の実態把握</p> <p>2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止</p> <p>3. 行方不明者の捜索</p> <p>4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導</p> <p>5. 死体の調査等及び検視</p> <p>6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制</p> <p>7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙</p> <p>8. 広報活動</p> <p>9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</p>	<p>1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制</p> <p>2. 交通信号施設等の復旧</p> <p>3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動</p>

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
<p>近畿農政局 奈良農政事務所</p>	<p>1. 農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成</p> <p>2. 農作物、家畜等の防災管理者指導</p>	<p>1. 排水、かんがい用地改良機械の緊急貸付</p> <p>2. 農業関係被害状況の収集報告</p> <p>3. 農作物等の病虫害の防除指導</p> <p>4. 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋</p>	<p>1. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成</p> <p>2. 被害農林漁業者等に対する融資の斡旋指導</p>
<p>近畿地方整備局 (奈良国道事務所)</p>	<p>1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること</p> <p>3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること</p>	<p>1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること</p> <p>2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること</p> <p>3. 災害対応の応援</p>	<p>国管理の公共土木施設の復旧に関すること</p>

第1編 総則

第3章 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱

	4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること		
近畿運輸局 (奈良運輸支局)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
奈良地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	被災地域への支援情報の提供
奈良労働局 (ハローワーク 桜井)	工場、事業場における産業災害防止の指導監督	災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
郵便事業株式会社 (田原本郵便局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本電信電話株式会社 奈良支店	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 奈良県支部	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	義援金の受入れ・配分の連絡調整
日本放送協会 奈良放送局	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等および災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
西日本高速道路株式会社 関西支社	高速自動車国道等の保全と整備	高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
関西電力送配電株式会社 高田配電営業所	電力設備の保全と防災管理	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力設備の応急対策	被災電力設備の復旧

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞(奈良支局) 株式会社毎日新聞(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 株式会社共同通信社 株式会社時事通信社(奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
社団法人 奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
社団法人 奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
社団法人奈良県 高圧ガス保安協会	高圧ガスによる災害の防止	高圧ガスによる災害の応急対策	高圧ガスの災害復旧
社団法人奈良県 トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

7 公共的団体機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県 農業協同組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害 応急対策 2. 農林業生産資材及び 農林家生活資材の確 保斡旋 3. 県市町村が行う被災 状況調査及びその応 急対策についての協 力 4. 農作物・林産物の被 害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の 復旧 2. 被災組合員に対する 融資又は斡旋
病院等	1. 災害時における診療 機能維持のための施 設・設備の整備 2. 防災訓練	災害時における医療 の確保及び負傷者の医 療・助産救護	病院機能の早期復旧
金融機関			1. 被災事業者に対する 資金融資その他緊急 措置 2. 預貯金の中途解約、 払出事務の簡便化な ど特例措置
川西町商工会		1. 物価安定についての 協力 2. 救助用物資・復旧資 材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡 旋実施 2. 災害時における中央 資金源の導入

8 消防機関・水道事業

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
奈良県広域消防組合 (磯城消防署)	1. 火災予防対策	1. 火災防御活動対策 2. 救助対策 3. 災害時の行方不明者対策	
川西町消防団	1. 火災予防対策	1. 水防活動対策 2. 火災防御活動対策 3. 救助対策 4. 災害時の行方不明者対策	
磯城郡水道企業団	1. 応急給水対策 2. 応急給水体制の整備	1. 応急給水活動	

第4章 町民、事業者の基本的責務

第1 町民の基本的責務

災害発生初期、とくに地震災害の場合など、町や防災関係機関の対応は自ずと限界もあることから、各家庭や地域住民、事業所の連携等地域コミュニティの果たす役割は大きい。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、地域はみんなで守るという町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、初期消火を行う、近隣の負傷者の救助、避難行動要支援者の支援、避難所で自ら活動する、あるいは、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

第2 事業者の基本的責務

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるとともに、自らの事業所の安全確保に万全の措置を講ずるよう努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

第5章 災害の想定

第1 町域の概況

1 地勢

本町は、奈良盆地のほぼ中央に位置し、東西約3.4km、南北約2km、磯城郡の北端に位置し、北は大和郡山市、安堵町、西は河合町、南は三宅町、東は天理市に接しており、面積は593haである。

西名阪自動車の法隆寺インターチェンジから約2km、大和まほろばスマートインターチェンジから約1kmの位置にあり、町域には京奈和自動車道が通過し、鉄道の駅は、近鉄橿原線結崎駅がある。地形は平坦で、南北に曾我川、飛鳥川、寺川、大和川などの一級河川4河川が一堂に集結し大和川に注ぎ込む、水田の町である。

本町が存在する奈良盆地の地質は河川等により運ばれた砂や礫、泥等が堆積して形成される沖積層で、一般に軟弱であることが多い。このため、地震が発生した場合には、揺れが大きく、液状化などによる被害が想定される。

資料：奈良県地質図

<https://www.jasdim.or.jp/gijutsu/kenbetsu/chiiki/nara/4.html>

<https://www.e-net.nara.jp/kyouka/index.cfm/20,403,c,html/403/20200110-144348.pdf>

：奈良県地域防災計画、第1章 総則 第4節 地震被害想定、第3 揺れと液状化

<https://www.pref.nara.jp/secure/141152/j1-2.pdf>

第3 地震による被害想定

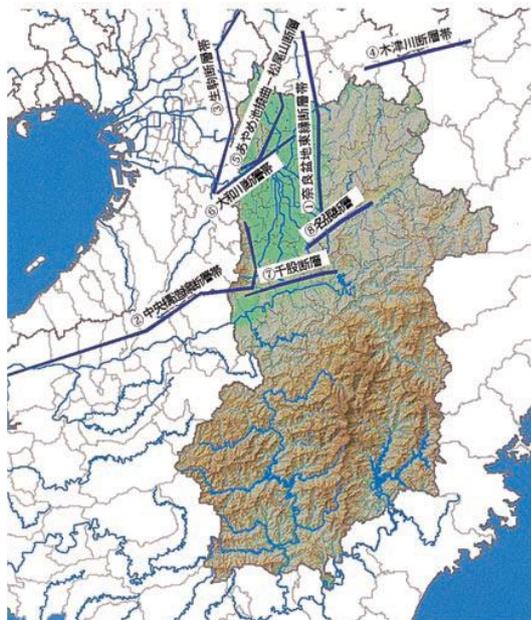
本町の地震による被害想定は、「第2次奈良県地震被害想定調査（平成16年10月公表）」による様々な想定ケースのうち、本町にとって被害が一番大きいケースである「奈良盆地東縁断層帯による内陸型地震（M7.5）」とする。

本町ではこの被害想定に基づき、地震災害対策を進める。

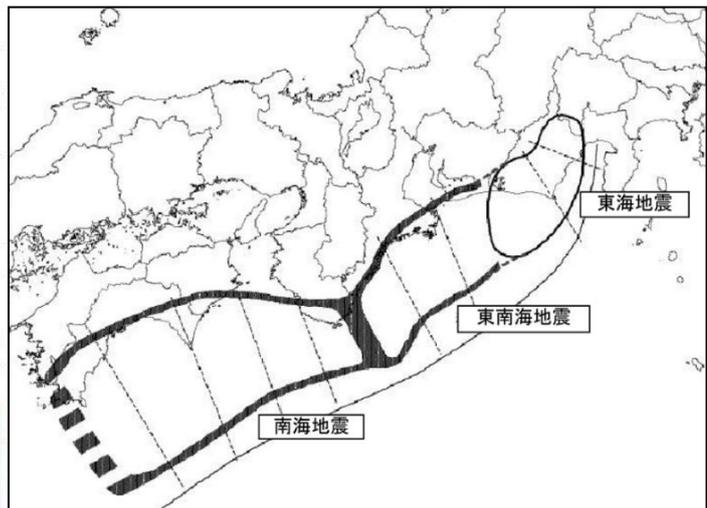
■奈良盆地東縁断層帯による内陸型地震（M7.5）による川西町の被害の概要

区分	川西町の被害の概要
地震動	町内全域が震度6強（町域面積の60.4%）から震度7（町域面積の39.6%）の強い揺れに見舞われる
建物被害	全壊棟数1,675棟、半壊棟数897棟
出火危険度	焼失194棟
人的被害	死者73人、負傷者132人
避難者数（避難所）	発災直後2,756人、発災後1週間後2,887人

資料：第2次奈良県地震被害想定調査



内陸型地震の想定震源域



海溝型地震の想定震源域

■内陸型地震の想定マグニチュード

起震断層 （震源の深さ10km）	断層の長さ （km）	マグニ チュード
奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
中央構造線断層帯	74	8.0
生駒断層帯	38	7.5
木津川断層帯	31	7.3
あやめ池撓曲一松尾山断層	20	7.0
大和川断層帯	22	7.1
千股断層	22	7.1
名張断層	18	6.9

■海溝型地震の想定マグニチュード

対象地震	マグニ チュード
東南海・南海地震同時発生	8.6
東南海地震	8.2
南海地震	8.6
東海・東南海地震同時発生	8.3
東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

出典：第2次奈良県地震被害想定調査

第2編 災害予防計画

第1章 住民避難

第1 避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、町及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、まちマネジメント課、教育総務課
----	--

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。ここでいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

2. 用語について

本計画では、切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設を「指定緊急避難場所」、一定期間滞在して避難生活を送る場所を「指定避難所」と呼ぶ。

なお、法に照らした定義は以下のとおりである。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るための施設又は場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立ち退きを行った居住者や滞業者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

3 指定緊急避難場所及び避難路選定

町は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、以下の基準により避難場所・避難路を指定し、平常時より広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知徹底に努める。

(1) 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

① 災害の種類

- a 地震
- b 大規模な火事
- c 内水氾濫・外水氾濫による浸水

② 指定基準

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。
- b 居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は災害による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- c 災害が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次のdに適合する施設については、この限りでない。
- d 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

ウ 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

エ 指定の取り消し

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

オ 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

(2) 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時より住民への周知徹底に努める。

- ア 原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- イ 可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊など二次災害の危険がない道路とする。
- ウ 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- エ 避難路となる道路、橋梁等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

4 指定緊急避難場所の公表

町は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

5 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び避難誘導體制の整備

町は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定するとともに、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難誘導體制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

町は、避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から住民への周知を図っており、今後も引き続き設備の点検・整備、住民への周知を推進する。

(2) 発令基準の設定及び避難誘導體制の整備

ア 災害事象の特性など収集できる情報を踏まえつつ、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」を参考としながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした「川西町避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知に努める。

イ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じた見直しを行う。

ウ 町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

エ 高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報を把握に努める。

関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

オ 町は、広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。

カ 町は、小・中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と町、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

キ 日本語に不慣れな外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。

(3) 指定行政機関の長等による助言

町は、避難のための立ち退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は県知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

6 避難計画の策定

町は、複合的かつ大規模な災害の発生に備え、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、警戒レベルや避難指示等の発令基準及び伝達方法、避難指示等の発令区域・タイミング、対象地区及び対象人口に応じた緊急避難場所の整備や経路及び誘導方法、避難準備及び携帯品の制限やその他必要な事項などを内容とした避難計画を策定する。

7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には、テレビ、ラジオ、町防災行政無線をはじめ、IP 告知システム、緊急速報メール、X(旧ツイッター)等の SNS、電話、FAX、登録制メールや広報車、消防団による広報、消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけなど、利用可能な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

周知にあたっては、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うものとする。

8 住民への周知及び啓発

- (1) 町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知するとともに、地域の災害リスク等の開示に努める。
- (2) 地震発生時に予測される揺れの強さを表した「揺れやすさマップ」と、その揺れによって予想される建物の倒壊率を表した「建物被害危険度マップ」の2種類を示した「地震ハザードマップ」で、地域の危険性について周知するとともに、その内容が住民等に正しく伝わるように理解の促進を図る。
- (3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進に向け、地域の特性やひとり一人の状況に応じた避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組むものとする。
- (4) 町及び県は、住民に対し「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの早期な立ち退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

9 主要施設における避難行動

(1) 防災上重要な施設

学校、福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

ア 学 校

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法

- ③ 避難場所の選定、収容施設の確保
- ④ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

イ 医院、診療所等（有床施設のみ）

- ① 他の医療機関又は安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法
- ② 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

ウ 社会福祉施設等

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 収容施設の確保
- ④ 保健・衛生・給食等の実施方法

(2) 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるとともに、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

10 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努めるものとする。

第2 避難生活計画

町は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取るよう、その支援体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、教育総務課
----	------------------------------------

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定

(1) 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、避難者が避難生活を送るために指定避難所をあらかじめ指定する。

ア 指定基準

指定に当たっては次の事項に留意する。

- ① 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- ② 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- ⑤ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

イ 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所の重複

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、その場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

エ 県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示す

る。

オ 指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

カ 住民への周知

指定避難所の場所、収容人数等については、平常時から住民への周知徹底を図る。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知するためのホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

3 多様な施設の利用

大規模災害による多数の避難生活者の発生に際し、必要十分な指定避難所が設けられない場合は、県や周辺市町及び民間等と連携して指定避難所の確保に努める。

(1) 県有施設の利用

町は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

(2) 隣接市町村等における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

(3) 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院や民間施設の利用についても検討する。

(4) その他の施設の利用

町は、国の施設を指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

4 指定避難所の整備

指定避難所整備における原則を以下のとおりとする。

○町は、換気や空調、照明の設備や、衛生設備、物資の備蓄等の整備に努める。

○避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。

○町及び県は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、プライバシーの確保、盗難や性犯罪等の犯罪抑止対策に努める。

以上を踏まえ、町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 耐震性の強化

町は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐

震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

(2) 必要設備・機器等の整備

ア 指定避難所での生活に必要なトイレや炊事場等の設備、日常生活用具等備品、救助・救護用資機材等の整備に努めるとともに、災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器（テレビ、ラジオ等）の整備を推進する。

イ 中長期の停電に対応できる再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。

ウ 高齢者や障がい者、女性など多様な人々に配慮した施設（バリアフリー等）・設備（多目的トイレ、簡易ベッド等）の整備を推進する。

エ 町は、指定避難所として選定した公共施設などでは、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

オ 新型コロナウイルス等感染症対策として、マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄を促進する。

(3) 生活水の確保

避難所においては、学校プールの活用により、生活水の確保に努める。

(4) 救護用資機材の整備

町は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護用資機材の整備に努める。

(5) 家庭動物のための避難スペース確保

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(6) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

5 指定避難所の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

6 指定避難所の運営

奈良県避難所運営マニュアルや川西町避難所開設マニュアルを参考に、以下の体制等を整備する。

ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制

イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

オ 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法

カ 避難所等での応急教育、保育施設の開設

(1) 避難所開設マニュアルの改訂

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、「奈良県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所運営のための川西町避難所開設マニュアルを改訂する。

改訂にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れるものとする。

(2) 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し「学校施設利用計画※」の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

※避難所となる学校施設に到着した地域住民の円滑な誘導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた計画（文部科学省）。

(3) 住民等による自主運営体制の確立

町は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、定期的な避難所開設・運営訓練を実施する。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

7 避難所生活の長期化に対応した環境整備

高齢者や障がい者、女性、子供など、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

- (1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの応急対策を推進する。
- (2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が避難所で亡くなることのないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化や新型コロナウイルス・インフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 高齢者や障がい者、女性、子供などに配慮するため、医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。

- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- (10) 町は、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

8 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

9 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を推進、支援、協力を行う

第3 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者の発生が予想されることから、町は、帰宅困難者対策の推進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、教育総務課
----	-----------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第1章 住民避難 第3 帰宅困難者支援体制の整備 に準ずる。

第4 要配慮者の安全確保

災害時における自力避難が困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、平常時から実態に即した行政及び地域社会との協力体制を構築する。

また、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）」等を参考に、「川西町災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、適切な予防対策を講じる。

《実施担当》

担当	総務課、住民保険課、福祉こども課、長寿介護課、関係機関
----	-----------------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第1章 住民避難 第4 要配慮者の安全確保に準ずる。

第5 応急住宅等供給体制の整備

一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に
応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機
関との検討・調整に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課
----	-----------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第1章 住民避難 第5 応急住宅等供給体制の
整備 に準ずる。

第2章 地域防災力の向上

第1 防災知識の普及

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。

実施にあたっては、地域における要配慮者の支援体制、被災時の男女ニーズの相違等、多様な視点を踏まえたものとする。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課、教育総務課、奈良県広域消防組合、関係機関
----	--------------------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の向上 第1 防災知識の普及 に準ずる。

第2 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、要配慮者や老若男女など多くの住民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携を図りながら、総合防災訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、災害対応に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

《実施担当》

担当	総務課、教育総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
----	---------------------------------

1 総合防災訓練

町は、単独又は県と共同し、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、防災関係機関等の協力と住民・事業者等の参加を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

訓練では、参加した住民・事業者等がコミュニケーションを図り、自助・共助に基づく自発的な防災活動を推進するなど、「住民等参加型訓練」による住民の防災意識向上の取組に努める。

2 個別防災訓練

町は、単独又は県及びその他防災関係機関等と共同して、下記の防災訓練を実施する。

- (1) 非常参集訓練（組織動員訓練）
- (2) 非常通信訓練
- (3) 避難救助訓練
- (4) 図上訓練

3 地域の防災訓練

- (1) 町

災害時に住民及び自主防災組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。

「住民参加型訓練」では、住民による自主避難等の実践的な訓練や、自力避難が困難な高齢者や障がい者等の救助、避難所開設・運営訓練など「住民避難」に重点を置いた訓練を実施する。

- (2) 防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等に努める。

また、地域が実施する防災訓練に参加・協力を行う。

- (3) 訓練の考え方

防災訓練の実施にあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等、様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、訓練に反映させる。

第3 自主防災体制の整備

住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域や事業所における自主防災体制の整備に努める。

また、町及び関係機関は、自主防災組織を構成する者に対し防災に関する教育訓練を受ける機会を与え、自主防災組織の活動促進を図る。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、関係機関
----	--------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の向上 第3 自主防災体制の整備 に準ずる。

第4 企業防災の促進

企業及び事業所（以下、事業所等という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）等を策定する。

町は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

《実施担当》

担当	総務課
----	-----

事業所等は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画※を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

町は、県と連携して、事業所等による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業所等の防災力向上を促進する。

- ※ 中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施している。

第5 消防団員による地域防災体制の充実強化

消防団は、地域の安全確保に努めるとともに、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

町は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

《実施担当》

担当	総務課、川西町消防団
----	------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の向上 第5 消防団員による地域防災体制の充実強化 に準ずる。

第6 ボランティア活動支援環境の整備

町は、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関・関係団体と相互に連携し、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

《実施担当》

担当	総務課、福祉こども課、川西町社会福祉協議会
----	-----------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の向上 第6 ボランティア活動支援環境の整備 に準ずる。

第7 文教対策の推進

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

《実施担当》

担当	教育総務課
----	-------

1 児童生徒等の安全確保対策

- (1) 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者へ引き渡しを原則とする。保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には学校等で待機することを基本とする。学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。
- (2) 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。
- (3) 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。
- (4) 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。
- (5) 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

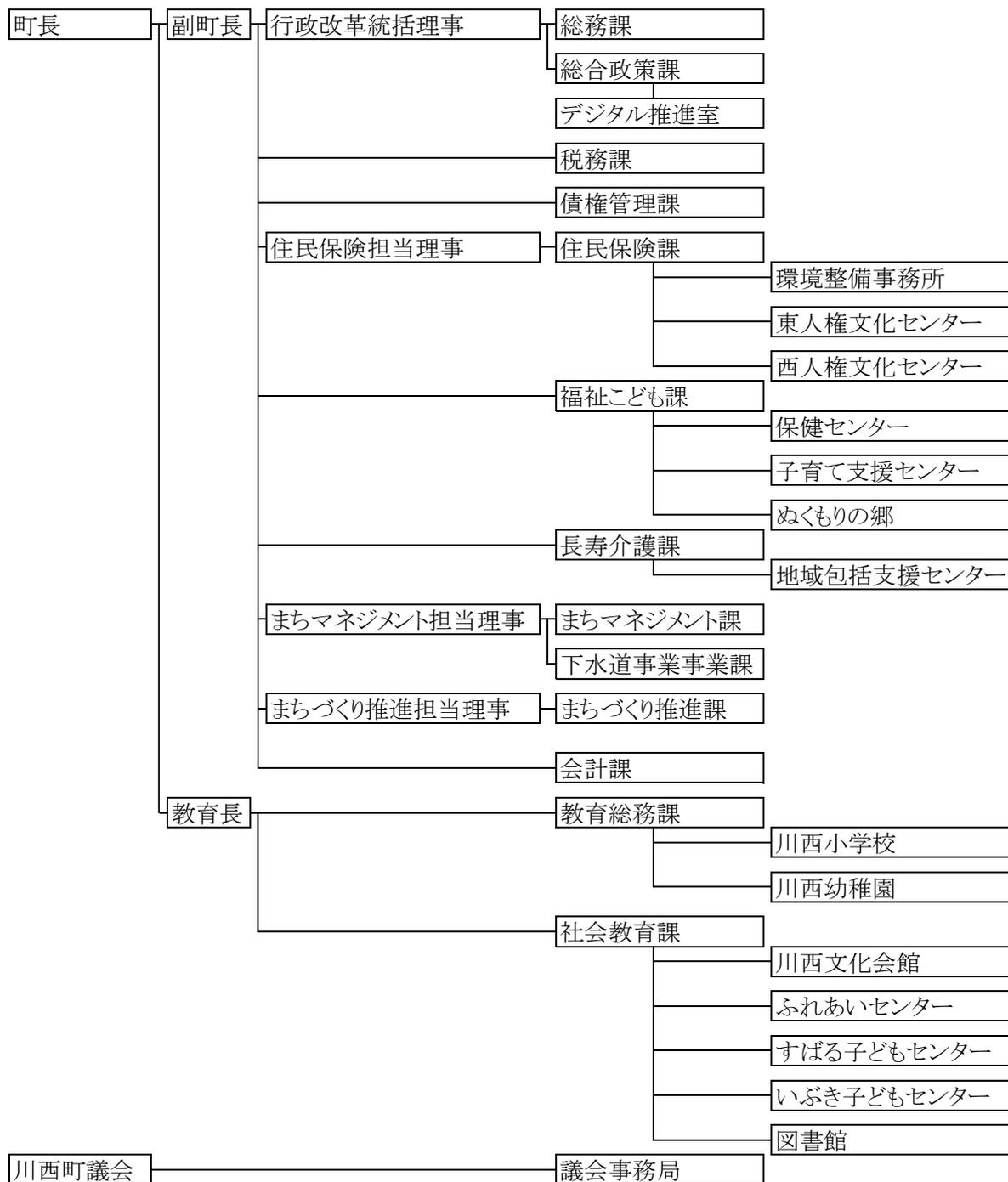
- (1) 通学路の安全確保
 - ア 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。
 - イ 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
 - ウ 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。
- (2) 登下校等の安全指導
 - ア 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
 - イ 通学路や通園路の危険箇所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
 - ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第3章 災害に強いまちづくり

第1 まちの防災機能強化

町をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、町中心部の整備や都市基盤施設の整備、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、社会資本の老朽化対策、公共用地の有効活用などによって都市防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止められるような災害に強いまちづくりを推進する。

■町の組織図



《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、まちづくり推進課、関係機関
----	-----------------------------

1 市街地の整備

(1) 市街地の整備

ア 面的整備

町は、市街地の整備（不燃化建築物、道路、公園等）を行い、面的な防災機能の向上を促進する。

イ 防災ブロックの強化

まちの防災性強化を図るため、必要に応じて都市防災総合推進事業を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置し、防災ブロックとしての機能強化に努める。

(2) 建築物の不燃化の促進

ア 密集市街地の整備

「密集市街地地区における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

また、地震等による大規模火災の発生に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

2 都市基盤施設の整備

公園、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難地、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。

また、町及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

(1) 公園、広場等の整備

ア 都市公園等の整備

災害時における避難地の確保、火災の延焼防止、各種災害応急、復旧・復興活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難地となる学校グラウンド、都市公園及び緊急避難の場所となる身近な街区公園等をその配置や規模等の検討を行いながら積極的に整備する。

併せて貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

イ 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

また、備蓄倉庫等の災害応急対策施設の整備を図る。

ウ 防災機能の整備・充実

災害発生時に、避難所としての利用が予想される建築物及び周辺の危険箇所の点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、避難所・避難路として機能できるよう、緊急度の高い箇所から整備を図る。

(2) 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、町はその機能充実及び耐震性の強化等の整備に努める。整備にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する。

ア 避難路、緊急交通路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

イ 避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化等を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

(3) 河川・水路の整備

災害時に一時集合場所や防災拠点となり、延焼防止の緩衝帯としての役割も有する河川空間の整備促進に努める。

また、河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう緑地の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等に努める。

なお、河川管理者は、災害により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧資機材の備蓄に努める。

3 土木構造物の耐震対策

町及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

(1) 基本的考え方

ア 施設構造物の耐震対策にあたっては、

- ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
- ② 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

イ 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即しつつ、緊急性の高い箇所から耐震対策に努める。

ウ 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災としての機能確保に努める。

エ 埋土地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

災害による崩壊等が予想される盛土箇所、法面、擁壁等を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、道路橋等の耐震対策を実施する。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋梁等については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るため、緊急性の高い箇所から必要な対策を講じる。

なお、これら道路、橋梁、道路付帯施設では、緊急輸送道路に指定された路線について、特に重点的な耐震性の強化に努める。

(3) 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。

(4) 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、各管理主体が堤防、護岸等の河川構造物を調査し、緊急性の高い危険箇所から必要な対策を講じるとともに、河川構造物や河川管理施設等の耐震性の向上に努める。

第2 建築物等の安全対策の推進

町、県及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、教育総務課、社会教育課、関係機関
----	--------------------------------

1 建築物等の耐震対策

町及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

また、町及び施設管理者は、行政関連施設、学校、駅等不特定多数の者が使用する施設など応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

(1) 公共建築物の耐震診断・改修の促進

町有建築物の耐震診断・改修については、耐震改修促進法の趣旨、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数のものが利用する建築物について耐震診断・改修を図る。

災害対策本部である町役場本庁、避難所に指定されている公共施設について耐震診断を実施し、改修計画を検討する。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

特定建築物（一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物）、災害時に重要な機能を果たすべき建築物（避難経路及び緊急輸送道路沿いの建築物など）、特に古い木造住宅等の所有者に、建築物の耐震化の促進の周知に努め、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

(3) 関連施策の推進

ア 屋根瓦や窓ガラス等の落下防止など、宅地の安全対策について普及啓発に努める。

イ ブロック塀・石塀、自動販売機等の倒壊防止などの安全対策について普及啓発に努める。

ウ 家具等の転倒防止などの安全対策について普及啓発に努める。

2 建築物等の防火・安全化対策

町は県と連携して、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

(1) 災害予防知識の普及

町は、関係機関と連携のうえ、必要に応じてポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

(2) 建築物の安全対策

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。

(3) 建築物等の福祉対策

町は、関係機関と連携して、必要に応じて建築物等の福祉的整備を図る。

(4) 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 屋外広告物等の落下防止

地震等によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

第3 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、まちマネジメント課、天理警察署、関係機関
----	--------------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第2 緊急輸送体制の整備 に準ずる。

第4 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、磯城郡水道企業団、関係機関
指定公共機関	大阪ガスネットワーク(株)、関西電力送配電(株)、西日本電信電話(株)

1 上水道

磯城郡水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。

イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

(2) 水道施設の耐震化

主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化を進める。

(3) 水の融通体制の確立

配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

(4) 災害対策用資機材の整備点検

ア 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。

イ 給水車等の保有資機材の点検に努める。

(5) 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

(6) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(7) 協力体制の整備

- ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- イ 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県及び近隣市町村と相互に協力する。
また、災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。
- イ 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(2) 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震化を目指す。

すでに稼働している施設については、災害時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化に努めるとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

(3) 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知及び防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(5) 協力体制の整備

- ア 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- イ 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

3 電力設備事業者

災害時における設備被害を軽減し、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、災害予防計画を策定し、実施するとともに、防災体制を整備する。

(1) 電力設備の保全及び耐震性の確保

ア 発電設備

① 地震対策

- a 主要機材の効果的な耐震構造化
- b 建造物の耐震設計の採用

イ 変電設備

① 地震対策

- a 主要機材の効果的な耐震構造化
- b 建造物の耐震設計の採用

ウ 送電設備

① 地震対策

- a 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施
- b 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用

エ 配電設備

① 地震対策

- a 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施
- b 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用
- c 配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

(2) 電力の安定供給

ア 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう定期的に工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用電気使用者を除く一般電気使用者の電気工作物の調査を行うこととする。

イ 通信設備の確保

- ① 主要通信系統の2ルート化
- ② 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
- ③ 通信用電源の確保
- ④ 移動無線応援体制の整備
- ⑤ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

ウ 気象台等との連携

災害発生に関する情報について奈良地方気象台等との連携を密にするほか、的確な情報の収集及び伝達に努める。

(3) 公衆災害、二次災害の予防

ア 電気工作物の適正管理対策

- ① 事業用電気工作物(関西電力送配電設備)の樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
- ② 事業用電気工作物(関西電力送配電設備)の巡視、点検の計画実施

- ③ 一般用電気工作物（お客さま設備）の定期調査の計画実施
- ④ 一般用電気工作物（お客さま設備）の不良電気設備改修依頼

イ 災害時における感電ならびに火災等の公衆災害、二次災害の防止対策

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故防止 PR 活動の実施
- ② 高圧および特別高圧で受電のお客さまとの連絡体制の確立、保安上の注意喚起の実施

(4) 資機材の確保、整備

ア 資機材の確保・輸送

地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保するとともに、輸送力確保のため運送業者、航空業者その他と協調して、輸送力確保に万全を期する。

(5) 防災訓練、防災教育の実施

ア 訓練種類

- ① 情報連絡訓練
- ② 被害復旧訓練

イ 訓練方法

- ① 会社規模における総合訓練
- ② 各級機関における総合又は部門別訓練
- ③ 自治体等防災訓練への参加

ウ 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(6) 電力会社相互間の体制

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨に則り、電力会社相互間において、災害復旧、復旧要員の応援ならびに斡旋等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

4 都市ガス事業者

各ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する

5 LPガス施設事業者

LPガスにより発生する事故・災害を防止し、災害時における二次災害等の被害の拡大防止、LPガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

- (1) ガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等の安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底する。
- (2) LPガス販売事業者は、貯蔵施設内のガス容器の収納あるいは移動の際に、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事故発生防止を徹底する。
- (3) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、消防機関、警察署、防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (4) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時の対応能力の増進に努める。

6 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害・重大事故が発生した場合に、電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 火災対策

火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

- ① 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ② 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 地震対策

地震に備えて、主要な電気通信設備等について耐震構造化を行う。

ウ その他

- ① 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。
- ② 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ③ 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(4) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 県、町防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(5) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定する。

7 住民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

(1) 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。

(2) 電力供給施設、都市ガス供給施設

電力事業者、都市ガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

LPガス事業者は、配管の破損、燃焼器具の損傷、容器の転倒や損傷、流出等、災害発生時における注意事項等について広報する。

(3) 電信電話施設

電信電話事業者は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

町は、各事業者に対して、災害用伝言ダイヤル「171」（固定電話）や災害用伝言板（携帯電話、PHS）、災害用ブロードバンド伝言板「Web171」（インターネット）について、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を住民に周知するように依頼する。

第5 交通確保体制の整備

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、関係機関
----	----------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第4 交通確保体制の整備 に準ずる。

第6 危険物等災害予防対策の推進

町及び奈良県広域消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

担当	奈良県広域消防組合、総務課、関係機関
----	--------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第3章 災害に強いまちづくり 第6 危険物等災害予防対策の推進 に準ずる。

第7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）※に基づき事業を推進する。

※：県及び関係市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する避難地、避難路、消防用施設など19項目を定めている。

《実施担当》

担当	関係課
----	-----

第4章 災害に備えた防災体制の確立

第1 総合的防災体制の整備

町及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。災害時には、平時の業務が継続できるよう、町の業務継続計画を策定する。

また、平常時から、資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《実施担当》

担当	各課、関係機関
----	---------

1 町の災害組織体制等の整備

(1) 災害組織体制の整備・充実

災害組織体制については、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

(2) 動員配備体制の整備・充実

災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、風水害、地震災害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。

また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については職員の異動等、必要に応じて随時更新する。

(3) 災害対策本部設置体制の整備

ア 本部室の耐災害性の確保

災害時の災害対策本部室となる町庁舎をはじめ、職員の参集場所となる施設については、耐震診断の実施及び必要に応じて耐震補強等を行うとともに、大規模災害時の被害発生に備えて、代替場所を確保・整備する。

イ 本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性に確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関、団体等の代表者名簿等を平常時から一定場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

ウ 災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

2 関係機関等との連携体制の整備

(1) 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織は、法令、防災基本計画、防災業務計画、奈良県地域防災計画及び川西町地域防災計画の定めるところにより、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の円滑かつ的確な実施のために必要な組織の整備、改善を図るとともに、町及び各組織間の連携及び協力体制を確立する。

(2) 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

(3) 県との連携体制の強化

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。その際、県から派遣された「災害時緊急連絡員※」と連携して、県との迅速な情報共有を図る。

※県は、総括と支援員で構成する「災害時緊急連絡員」を編成し、大型台風接近時等、大規模な災害が発生するおそれのある時、また、県災害対策本部設置時には、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集することとなっている。

(4) 自治体相互の応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、他市町村等との災害時相互応援協定の締結に努めるとともに、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入・受援のために、平常時から相互交流を深める。

さらに、本町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。

(5) 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

(6) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置された「緊急消防援助隊」については、奈良県広域消防組合と協議の上、受入体制の整備に努める。

(7) 民間事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における民間事業所等との多種多様な協力体制を整備するとともに、民間事業所

等に対して、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

(8) 防災関係情報の共有化

町及び県、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

3 人材の育成・確保

防災体制の強化と合わせて、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、職員への防災教育の充実に努めるとともに、関係機関にも職員の防災教育の実施を促す。

(1) 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施し、町職員の防災意識の高揚を図るとともに、専門的知見を有する職員の確保・育成に努める。

ア 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え

イ 災害対策活動の概要

ウ 災害時の役割の分担

エ 災害時の指揮系統の確立

オ その他必要な事項

(2) 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員用の防災マニュアルの改訂等に努める。

(3) 人材の確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

また、自衛隊等の国の機関の退職者を含む行政機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材の確保方策を整える。

4 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢拠点が被災した場合でも、速やかに体制を整え、対策を実行できるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため業務継続計画（BCP）の策定に努める。

(2) 防災中枢施設等の整備

大規模災害時には、町庁舎など防災中枢拠点の被災も想定されることから、次の事項について対策を講じ、防災中枢機能の確保に努める。

ア 町庁舎

町庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤等の点検・整備を推進する。

イ 代替施設の確保

庁舎が被災した際、災害対策本部の運営に支障をきたさないよう、以下の対策を講じる。

- ① 災害対策本部等の代替施設の確保（耐震性、耐火性の確認）
- ② 代替施設が使用不可の場合の候補施設の選定（耐震性、耐火性の確認）
- ③ 移転の判断、代替施設の決定、移転手段の確保に必要な手続き等について事前に定めておく。

ウ 電源・機材・備蓄の確保

防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備等）の確保、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図る。

エ 各種データ等の保管体制の整備

復旧に必要な各種データを整備・保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。

(3) 人材の育成

多数の職員が被災した際、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう、人材の育成に努める。

(4) 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

ア 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

イ 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。

ウ 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

5 地域防災拠点の整備・充実

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

(1) 地域防災拠点の機能整備

町は、町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域防災活動拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

また、地域防災拠点の運営に関するマニュアル等を作成し、それに基づく運営及び連携を図る。

ア 応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、後方支援活動拠点等の整備に努め

る。

イ 備蓄拠点

救助物資の備蓄は、学校施設等を活用して備蓄倉庫の整備を計画的に行い、備蓄体制の確立に努める。

ウ 物資集積場

災害の状況、規模等に応じて物資集積場を指定し、これら施設の整備に努める。

(2) 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる小学校と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄、消防水利の整備、給水・貯水施設の整備、自家発電施設、厨房施設など、防災機能の充実に努める。

(3) 後方支援活動との連携強化

都市公園については、災害時に応援部隊の受け入れ及び活動拠点として位置づけるとともに、物資輸送拠点として連絡機能の整備を図る。

6 大規模停電対策

(1) 備蓄に関する連携強化

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(2) 発災後72時間の非常用電源の確保

医療施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

7 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

(1) 人材、装備、資機材の確保

町は、自主防災組織等の地区単位での防災用資機材等の充実に努めるとともに、近隣自治体や関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両等の輸送力確保に努める。

(3) 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的

な点検・整備、補充交換を行う。

(4) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

(5) 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

資機材等の物資を迅速に搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。また、物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

8 複合災害防止体制の整備

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

(1) 町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

(3) 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

9 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

(1) 被害想定調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

(2) 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地等の復興が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第2 情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から通信施設等の整備拡充、通信網の多重化など、情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

1 情報収集伝達体制の強化

災害の発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、職員常駐体制又は代替的な体制の整備に努めるほか、災害の未然防止や被害を最小限に抑えるため、気象・地象等の観測体制の整備・充実を図る。

(1) 勤務時間内の情報伝達体制

県から伝達される防災情報は、総務課が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、教育委員会事務局、消防団幹部、自治会長に電話等で伝達し、教育委員会事務局は学校へ、自治会長は住民に伝達できる体制を整備する。

(2) 勤務時間外の情報伝達体制

勤務時間外において、県から防災情報の連絡があった場合、又は災害発見者からの連絡があった場合は、当直者が受理し、必要な情報を関係各課へ伝達できる体制を整備する。

(3) 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、自主防災組織や自治会長等を通じて、速やかに町総務課に通報するよう住民に周知する。

(4) 職員参集時の情報収集

町職員は、参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

2 非常通信体制の強化

通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の連携による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

3 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報※を効果的に活用する。

(1) 伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報※を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備充実に努める。

る。

※：緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされている。

(2) 緊急地震速報の習熟

緊急地震速報の利用方法等を定めるマニュアルを整備するなど、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

(3) 普及啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。町は、緊急地震速報を受けたときの住民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

4 通信手段の整備

災害発生時における情報体制の確保や強化を図るため、川西町防災行政無線など、平常時から通信手段の充実整備を図るとともに、通信設備や関連機器の保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するなど、耐災性の向上等に努める。

また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努める。

(1) 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。また、非常用電源設備の高度化に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（Jアラート）と防災行政無線の接続等により、災害情報を速やかに伝達するシステムの構築に努める。

また、奈良県における災害情報共有システム（Lアラート※）の活用を図る。

※：災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤。町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

(2) 通信手段の多様化

有線放送、携帯電話、衛星携帯電話、緊急速報メールなど、多様な連絡通信手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

(3) 無線通信施設の整備・拡充

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。

ア 防災行政無線整備

防災行政無線網（地域防災系及び固定系（戸別受信機を含む。））の導入整備に努める。

なお、整備にあたっては、設備の耐災性の向上に努める。

イ 防災関係機関の無線通信施設の整備充実

奈良県広域消防組合や警察署等の防災関係機関は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、無線通信施設の整備充実に努めるとともに、通信施設の被災を想定し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化を図る。

また、町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線の整備及び増強等により、災害時の相互通信体制の強化に努める。

ウ 多重無線通信システムの整備検討

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からの静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

エ 無線従事者の養成

防災行政無線局等の整備・運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

5 災害広報体制の整備

(1) 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など、情報入手が困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努める。

また、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

(2) 住民への広報手段の周知

ア 災害時は、防災行政無線放送、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、SNS等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

イ あらかじめ、町役場、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

ウ 町は、西日本電信電話株式会社等の通信事業者が災害時に提供する災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）の仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による対応のほか、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

(4) 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ 広報文案の事前準備

- ① 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
- ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ③ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ④ 要配慮者への支援呼びかけ
- ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況

6 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム^{*}（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

^{*} 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

7 災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部課で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地理情報システム（GIS）を利用した災害情報システム構築の推進を検討する。

第3 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、災害による市街地等の大火等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や災害発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

1 建築物等の火災予防

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 指 導

ア 予防査察

奈良県広域消防組合は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

① 予防査察の方法

奈良県広域消防組合は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、災害時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

② 予防査察の実施

a 奈良県広域消防組合は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

b 奈良県広域消防組合は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

イ 関係者に対する指導

防火管理者等に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

ウ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令又は告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

エ 住宅防火対策の推進

住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(2) 啓 発

ア 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図

る。

イ 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、火災予防条例により耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

ウ 町内の一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及を推進する。

また、災害発生時の火気使用器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

エ 起震車等の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。

オ 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。

カ 住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

キ 事業所における防火管理業務、消防用設備の維持管理等、防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

(3) 消防組織の連携強化

大規模火災等に対処するため、消防組織法第39条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

第4 消防・救助・救急体制の整備

町は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

《実施担当》

担当	総務課、奈良県広域消防組合、川西町消防団
----	----------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第4 消防・救助・救急体制の整備 に準ずる。

第5 支援・受援体制の整備

大規模な災害時に町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入れを実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。

また、他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受け取ることができるよう受援体制を整備する。

《実施担当》

担当	総務課、総合政策課
----	-----------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第5 支援・受援体制の整備 に準ずる。

第6 応急医療体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備するとともに、これら活動体制のルール化を図る。

《実施担当》

担当	住民保険課、長寿介護課、福祉こども課、奈良県広域消防組合、中和保健所
----	------------------------------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第6 応急医療体制の整備 に準ずる。

第7 防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

《実施担当》

担当	福祉こども課
----	--------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第7 防疫体制の整備 に準ずる。

第8 二次災害防止体制の整備

町及び県は、災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、災害により被災した建築物等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《実施担当》

担当	税務課、債権管理課、まちマネジメント課、まちづくり推進課、関係機関
----	-----------------------------------

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した建築物の応急危険度判定体制を整備する。

(1) 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

応急危険度判定に必要なマニュアル等の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

庁内の関係部署における実務経験等を活かして、職員の判定士の養成に努める。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

住民の安全確保を図るため、被災した宅地の応急危険度判定体制を整備する。

(1) 実施体制の整備

町は、被災宅地危険度判定士の要請・支援の実施体制の整備についてさらなる改善を進める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録

町は、県が実施する危険度判定講習会の開催並びに被災宅地危険度判定士の養成に協力する。

(3) 制度の普及・啓発

県及び建築関係団体と協力して、制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9 火葬場等の確保

災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

《実施担当》

担当	住民保険課
----	-------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第9 火葬場等の確保 に準ずる。

第10 廃棄物処理体制の整備

災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

《実施担当》

担当	住民保険課
----	-------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第10 廃棄物処理体制の整備 に準ずる。

第11 緊急物資確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。

《実施担当》

担当	総務課
----	-----

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第11 緊急物資確保供給体制の整備 に準ずる。

第12 防災営農対策の推進

町及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病虫害を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《実施担当》

担当	まちマネジメント課、関係機関
----	----------------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第12 防災営農対策の推進 に準ずる。

第13 文化財の保護対策

町は、文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、災害に対して、保存及び被害軽減のための対策を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

《実施担当》

担当	社会教育課
----	-------

風水害等対策編 第2編 災害予防計画 第4章 災害に備えた防災体制の確立 第13 文化財の保護対策 に準ずる。

第3編 応急対策計画

第1章 住民避難

項目	担当
第1 避難行動計画	本部事務局班、救護厚生班、川西町消防団、関係機関
第2 避難生活計画	本部事務局班、救護厚生班
第3 帰宅困難者対策	各班、関係機関
第4 要配慮者の支援	各班、関係機関
第5 住宅応急対策	施設資材班

第1 避難行動計画

地震災害発生後の二次災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という）の発令、警戒区域の設定、避難誘導必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、川西町消防団、関係機関
----	--------------------------

対策の体系	避難行動計画	1 避難指示等 2 警戒区域の設定 3 避難 4 避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等
-------	--------	--

避難指示等の避難情報一覧については、風水害等編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第1 避難行動計画 に準ずる。

1 避難指示等

住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示を行う。

実施責任者は、避難指示を行った場合、その旨を速やかに関係機関に通報する。

緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

(1) 実施責任者、要件及び措置等

避難指示について、実施責任者、要件及び措置等は次のとおりである。

実施に当たっては、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、近密な連携をとる。

「避難指示の実施責任者、要件及び措置等」、また、「他の法律に基づく、避難指示の実施責任者、要件及び措置等」は、風水害等編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第1 避難行動計画に準ずる。

(2) 避難指示等の発令

ア 町長またはその命を受けた職員

避難指示は、町長またはその他の実施責任者が、当該地区の住民の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

本町域内において、地震発生時における避難指示のめやすは以下のとおりである。

- ① 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- ② 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- ③ 市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき

イ 救護厚生班

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者の関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

ウ 各班

「避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

(3) 避難指示の周知の実施要領

避難指示を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、避難指示発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、川西町防災行政無線により町内全自治会長に対し、その旨通報する。

■ 避難情報の内容と伝達方法

情報の区分	発令時の状況	町民に求める行動	伝達内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害のおそれあり	避難に時間がかかる高齢者や障がい者、避難支援者などは危険な場所から安全な場所へ避難。 その他の人は避難準備を開始。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域 ・避難理由 ・避難先及び必要に応じた避難経路 ・避難時の留意事項
避難指示 【警戒レベル4】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	
緊急安全確保※ 【警戒レベル5】 ※必ず発令される情報ではない。	災害発生 又は切迫	命の危険、直ちに身の安全を確保。 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	

(4) 避難指示の連絡・報告

ア 本部長（町長）が避難指示等を行った場合

本部長（町長）は、避難指示等を行った場合は、速やかに知事へ報告するとともに、関係機関へ通知する。

解除する場合も同様とする。

イ 本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合

本部長（町長）以外が避難指示等を行った場合は、直ちに本部事務局班に連絡し、本部長（町長）は上記に準じて知事及び関係機関へ報告する。

避難指示の伝達系統図は、風水害等編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難

第1 避難行動計画 1 避難指示等に準ずる。

ウ 報告事項

報告に際しては、可能な限り次の事項について報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(5) 避難路の確保

施設資材班は、県、天理警察署、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

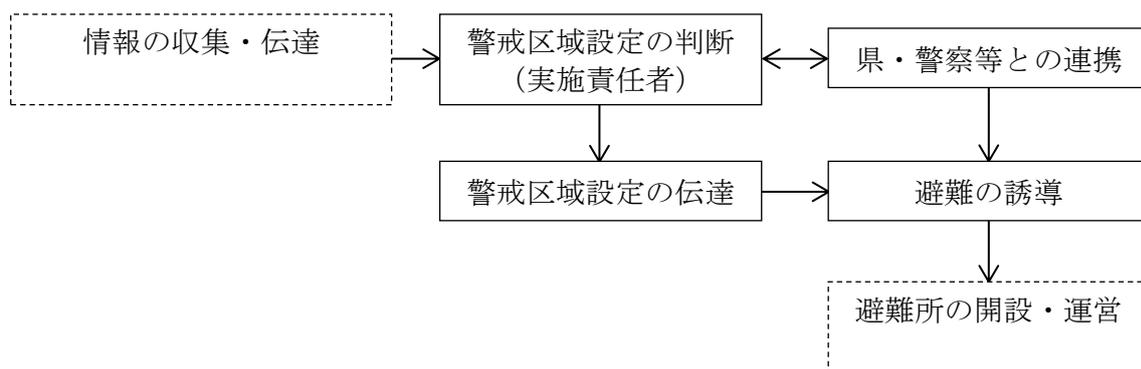
(6) 避難所の設定

地震火災は同時多発する場合があります、またその時の風向、風速によっては延焼拡大して危険地域が拡大する可能性がある。したがって、避難所はできるだけ密集市街地から離れた空地に設定する。

2 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じる。

■ 応急対策の流れ



(1) 設定権者

警戒区域の設定権者は、風水害等編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第1 避難行動計画 1 避難指示等に準ずる。

(2) 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、本部事務局班が町におけるとりまとめにあたる。

- ア 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- イ 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から住民の退去または立入禁止の措置をとる。
- ウ 本部長（町長）は、天理警察署、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 避難

地震発生後の二次災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
- イ 事業所は、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- ウ 避難者は、3食程度の食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
- エ 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌にもたせ携行すること。
- オ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
- カ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- キ 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。
- ク 自主的避難の呼びかけや、避難指示が発せられたときは、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。
- ケ 消防職員、消防団員、警察官、町職員などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

(2) 避難誘導

町長が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

ア 避難所への住民の避難誘導

消防団は、天理警察署の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

特に、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿等に基づき、自主防災組織を中心に地域団体と連携しながら、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、救護厚生班で把握している要配慮者の情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な要配慮者の迅速な発見、保護に努める。

イ 学校、病院等公共施設における誘導

学校、病院、社会福祉施設等の公共施設においては、原則として施設の管理責任者及び

防火管理者が、避難誘導を実施する。

ウ 事業所及び大規模店舗等における誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

エ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関の防災計画及び避難計画に基づき実施する。

(3) 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

ア 避難の誘導は救護厚生班が腕章を着けて行う。

イ 避難は、原則として自治会単位で行う。

ウ 避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。

エ 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

特に、火災等の発生や、家屋・石垣・歩道橋の倒壊などによる道路遮断もあるため、避難の誘導には注意を払い安全かつ迅速に行う。

オ 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。

カ 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

キ 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、救護厚生班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

ク あらかじめ避難所を示す看板及び避難所への誘導看板を順次整備する。

(4) 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、病院等集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から町、奈良県広域消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう関係機関と連絡を密にする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の時期（事前避難の実施等）

ウ 避難の順位

エ 避難誘導責任者。補助者

オ 避難誘導の要領。措置

カ 避難者の確認方法

キ 家族等への引渡し方法

- ク 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- ケ 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

(5) 避難者の責務

避難者の誘導にあたっては、常に次の事項を留意して行動する。

- ア 避難者に対して、避難先及び避難経路を周知する。
- イ 避難経路の安全度及び道路状況等について常に注意し、危険があると認められた場合は、直ちに避難者を他の安全な道路及び場所に誘導する。なお、誘導の際は、障がい者、高齢者、病弱者、乳幼児を優先的に誘導する。
- ウ 避難状況を救護厚生班に報告する。

4 避難所の開設、要配慮者の避難完了の確認等

(1) 避難所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- ア 町長は、災害から住民の安全を確保するため高齢者等避難及び避難指示を行った場合、または避難を求める住民（自主避難）がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路及び避難所を選定し、住民にその旨周知する。
- イ 選定された避難所の施設管理者は、速やかに避難所を開設する。
ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- ウ 救護厚生班は、選定した避難所について、避難収容状況のとりまとめを行う。
- エ 避難所は通信施設及び救援物資の集積所としての機能も兼ね備えるものとする。
- オ 広域対応の避難所においては、避難者の一時収容を行うとともに、被災者の事情によっては、町長の指示に基づき、一定期間内で仮の生活拠点としても使用する。

(2) 要配慮者の避難完了確認

救護厚生班は、要配慮者の避難完了確認について、以下のとおり各班、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに消防団・奈良県広域消防組合の協力を得て行う。

- ア 要配慮者の関連施設の入所者・利用者については、各施設管理者が救護厚生班に対し、避難指示の段階で避難完了を速やかに報告する。

その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

- イ 避難指示が発令された場合、在宅の避難行動要支援者の避難については、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン（第2版）」に基づき、最寄の避難所等へ緊急避難するよう措置する。
- ウ 救護厚生班は、避難行動要支援者避難支援名簿に基づき、救護厚生班で把握している要配慮者の情報と避難所で作成する避難者名簿と照合し、避難完了を確認する。

(3) 避難の解除

本部事務局班は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第2 避難生活計画

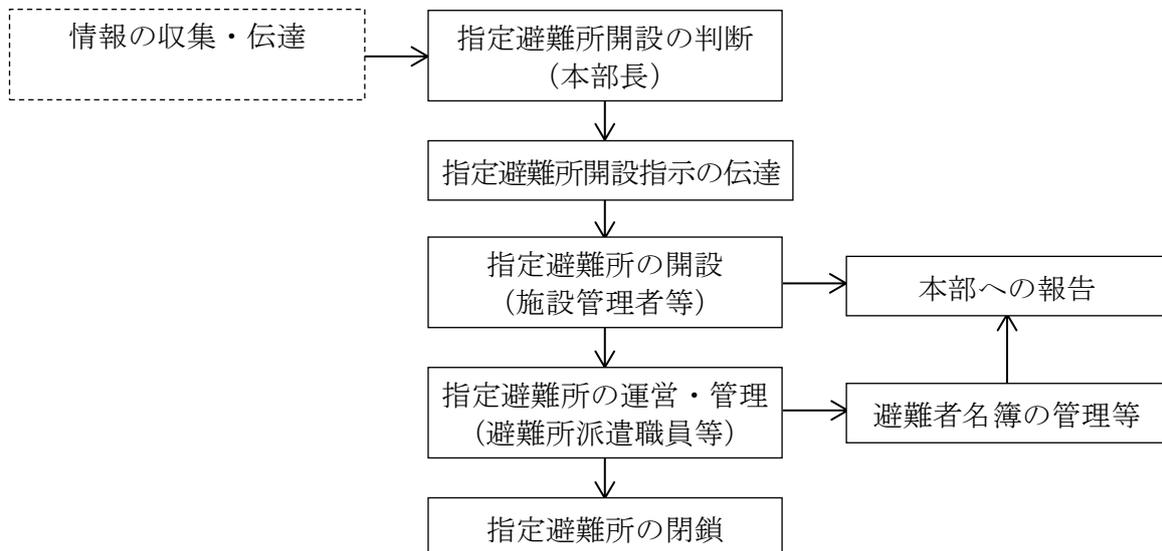
本部長（町長）は、地震災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を開設する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班
----	--------------

対策の体系	指定避難所の開設・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の開設 2 指定避難所の管理・運営 3 指定避難所の閉鎖及び縮小 4 指定避難所における動物の適正な飼育 5 在宅被災者等への支援 6 車中泊者への対応 7 広域一時滞在
-------	-------------	--

■ 応急対策の流れ



1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、本部事務局班及び救護厚生班が行う。

(1) 指定避難所の開設基準

ア 地震災害が発生し、多数の避難者が予想される場合または避難の状況に応じ開設する必要がある場合は、その状況に応じて指定避難所を開設する。また、この施設は通信施設及び救援物資の集積所としての機能も兼ね備えるものとする。

イ 事前に選定した指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、指定避難所以外の施設でも、安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得て開設する。

ウ 更に不足するときは、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

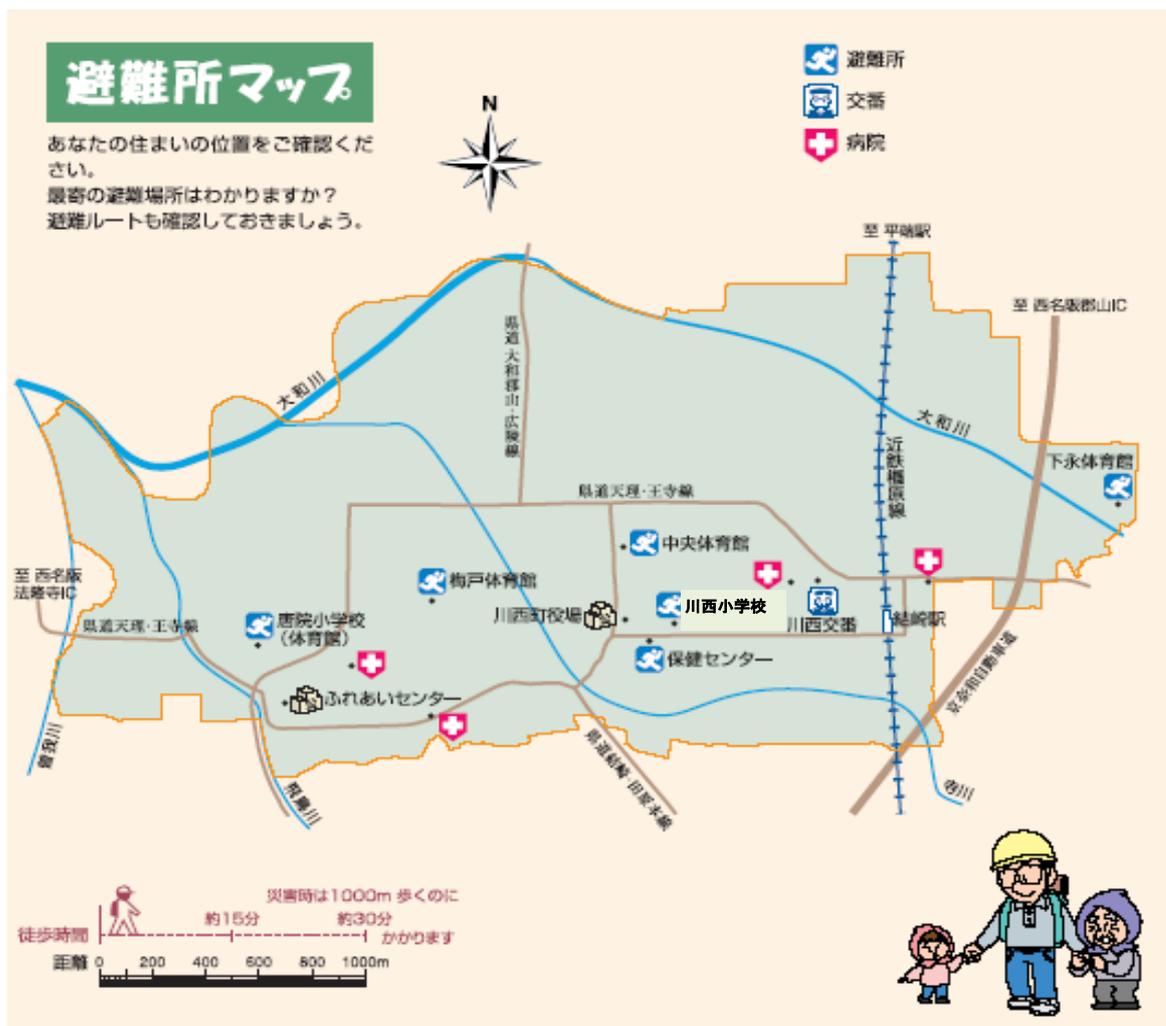
エ 広域対応の避難所においては、避難者の一時収容を行うとともに、被災者の事情によ

っては、町長の指示に基づき、一定期間内で仮の生活拠点としても使用する。

■ 指定緊急避難場所一覧

No.	施設・場所名	住所	管理担当・連絡先
1	川西町中央体育館	奈良県磯城郡川西町結崎1287-	教育委員会事務局 0745-44-2214
2	梅戸体育館	奈良県磯城郡川西町唐院556	教育委員会事務局 0745-44-2214
3	下永体育館	奈良県磯城郡川西町下永1248-	教育委員会事務局 0745-44-2214
4	川西小学校	奈良県磯城郡川西町結崎30-5	教育委員会事務局 0745-44-2684
5	ふれあいセンター	奈良県磯城郡川西町唐院122	教育委員会事務局 0745-44-2214
6	保健センター	奈良県磯城郡川西町結崎217-1	保健センター 0745-43-1900
7	梅戸共同浴場跡地	奈良県磯城郡川西町梅戸202-1	総務課 0745-44-2211
8	下永共同浴場跡地	奈良県天理市二階堂菅田町55	総務課 0745-44-2211

■ 避難所の位置図



(2) 避難収容の対象者

- ア 災害によって住家が被害を受け居住の場所を失った者、又は災害を受けて現に居住の場所のない者
- イ 災害により被害を受けるおそれがあるため避難指示を受けた者、あるいは避難指示はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため避難所へ避難して来た者
- ウ その他、町長が必要と認める者

(3) 指定避難所の開設方法

施設管理者は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに施設を点検し、安全が確認された場合は、その旨救護厚生班に報告する。

その後、開設基準に基づき、各指定避難所を開設する。

ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、本部事務局班長から連絡を受けた救護厚生班長の指示・伝達により、所定の避難所派遣職員が避難所に参集し、施設の管理者または担当者等と協力して指定避難所を開設する。

また、町内の指定避難所に被災者を収容できないときは、県または県内他市町村に対し被災者の移送及び収容について要請する。

町長は、他地域への移送を要請したときは職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

- ① 避難所を設置したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導して保護しなければならない。
- ② 避難所を設置したときは、救護厚生班長は責任者を定め、避難所開設の状況を連絡させる。救護厚生班長は各避難所の責任者からの連絡を取りまとめ、本部事務局に連絡する。なお本部は知事にその状況を報告するものとする。

避難所開設状況報告事項は以下のとおりである。

- a 避難所開設の日時及び場所
 - b 避難所箇所数及び収容人員
 - c 開設期間の見込
 - d その他
- ③ 避難した者に対しては所要の応急保護を行った後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散転出するよう指導し、止むを得ない者については別途避難所を考慮することとする。
 - ④ 避難命令はないが、災害により被害を受けるおそれがあるため、避難所（一時避難所）へ自主避難して来た者については、被害のおそれがなくなった時点で直ちに自宅に帰宅させるものとする。
 - ⑤ 避難所において緊急事態が発生した場合は、救護厚生班長に連絡の上、適切な処理をするものとする。ただし連絡不能の場合は責任者において事態に即応した処理を行ない、救護厚生班長に報告するものとする。
 - ⑥ 避難所開設時には、避難所開設台帳（総務課備え付け）とともに、つぎの用品を持参するものとする。

- a 懐中電灯、ローソク等の照明用具
- b 軽微な負傷症病に必要な救急薬品及び材料
- c トランジスタラジオ
- d 毛布（本編第3章第1緊急物資の供給を参照）

(4) 要配慮者等の移動

救護厚生班は、避難所での滞在が困難な要配慮者や、滞在中に介護等が必要となった避難者については、必要に応じて福祉施設等への移動を行う。

(5) 県への報告

本部事務局班は、救護厚生班及び救護厚生班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。報告内容は、次のとおりとする。

ア 避難所開設の日時、場所

イ 避難所名、避難世帯数、避難者数

2 指定避難所の管理・運営

本部事務局班及び救護厚生班は、川西町避難所開設マニュアルに基づき、施設管理者の協力を得て指定避難所の運営・管理を行うが、自主防災組織等を中心とした指定避難所内の住民組織の自主的な活動によって、円滑に指定避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 管理責任者

指定避難所の管理責任者は、当該施設の管理者または指名された者とする。

(2) 指定避難所の運営

ア 運営主体

指定避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

避難所運営にあたり留意する事項としては、次に示すとおりである。

- ① 避難者による自主的な運営
- ② 避難所の運営における女性の参画
- ③ 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮
- ④ 要配慮者等で配慮を必要とする者のニーズ
- ⑤ 性別によらない役割分担
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- ⑦ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

イ 避難所運営委員会の編成

避難所管理責任者は、被災住民を早期に収容するため、指定避難所ごとに自治会、自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応するよう努める。

この場合、学校などの指定避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求め

る。

なお、避難所運営委員会の編成に当たっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

■避難所運営委員会の編成（例）

川西町災害対策本部　－　〇〇避難所運営委員会	
会　長：	自治会長
委　員：	施設管理者、自主防災組織代表、教職員、町職員

■避難所運営委員会の班編成（例）

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救　護　班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡、搬送補助、保健対策等
	食料物資班	貯水状況の確認・管理、配布、備蓄食料の配布、救援物資の收受・保管・配布等

(3) 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

(4) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(5) 指定避難所の管理

ア 職員の配置

施設の機能を充分活用運営するために、必要数の職員を配置する。

イ 安全の確保

施設の安全管理上並びに収容能力からみて、避難者に危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

また、避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

ウ 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握する。

これを基に、避難者名簿を作成する。

また、在宅被災者や車中泊者等に係る情報についても把握に努める。

エ 感染症対策

管理責任者は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のた

め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、町は県と連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

オ 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について救護厚生班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。配布は、迅速かつ公平な提供に努める。

カ 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示するなど、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

また、常に災害警戒体制又は災害対策本部と情報連絡を行い、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

キ 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、相談窓口の設置など生活環境の整備に努める。

また、避難者を自治会単位ごとに集結させることを原則とするとともに、自治会ごとに責任者を1名（自治会長等）選任し、その責任者は、必要に応じて補佐を選任する。

責任者は、救護厚生班との連絡等を担当する。

ク 衛生に関すること

- ① 仮設トイレの速やかな設置に努める。
- ② 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
- ③ 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発発病等の予防に努める。

ケ 要配慮者への配慮

避難所の生活においては、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保するとともに、女性向け物資の配布は女性が担当するなどの配慮を行う。

また、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講ずる。

このほか、以下の事項に配慮する。

- ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健

康状態等について聞き取り調査を行う。要配慮者については、避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。

- ② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について救護厚生班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
- ③ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。
- ④ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について救護厚生班と協議する。
- ⑤ 必要に応じて高齢者や障がい者等の福祉施設や病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう救護厚生班と協議する。
- ⑥ 視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

コ その他

- ① 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- ② 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- ③ 暑さ寒さ対策に努める。
- ④ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(6) 避難所における便所

断水時には、施設管理者又は職員は、プール又は川の水をバケツに汲み置き、避難者に既設の便所を利用させるとともに、使用した紙は、ゴミ袋に入れさせる。

施設資材班が設置する仮設便所を使用する。

(7) 広範な空地への避難

田畑や丘陵等の広範な空地へ避難した者は、逐次最寄りの避難所へ集合するものとする。

(8) 学校・病院等多数収容している施設等の避難

各施設の長は、収容者等を迅速かつ適切に避難させるため、各々の施設状況に応じた避難計画を樹立するものとする。

3 指定避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害地の状況が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、指定避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、指定避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 救護厚生班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、指定避難所を閉鎖した場合、その旨を救護厚生班を通じて本部事務局班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、本部事務局班はその都度知事に報告する。
- (4) 町は、県や事業者と連携して、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅のあっせん、被災住宅の応急修繕を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

4 指定避難所における動物の適正な飼育

飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。
- (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。
- (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

5 在宅被災者等への支援

町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努め、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

6 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

7 広域一時滞在

本部長（町長）は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等をかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて他市町村や県に広域一時滞在に関する協議を求めるものとする。

第3 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関利用者に対し「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者に速やかな情報提供や帰宅支援を実施する。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第3 帰宅困難者対策 に準ずる。

第4 要配慮者の支援

避難が必要な場合は、要配慮者への避難支援対策とあわせて避難情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、要配慮者の安全確保については、「災害時要援護者避難支援のための手引き（市町村向け）」等に基づき、救出・救護体制の充実に努める。

救護厚生班は、社会福祉協議会や福祉施設事業者等と連携して、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第4 要配慮者の支援 に準ずる。

第5 住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

また、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

住宅応急対策は、風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第1章 住民避難 第5 住宅応急対策 に準ずる。

第2章 応急活動実施体制の確立

項目	担当
第1 組織体制	各班、関係機関
第2 参集配備体制	各班、関係機関
第3 情報の収集・伝達	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
第4 災害広報・広聴対策	本部事務局班、関係機関
第5 応援の要請・受け入れ	本部事務局班、受援庶務班、関係機関
第6 自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ	本部事務局班
第7 救助・救急活動	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
第8 医療救護活動	救護厚生班、奈良県広域消防組合、関係機関
第9 建築物・住宅応急対策	施設資材班
第10 緊急輸送活動・交通規制	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
第11 大規模火災対策	本部事務局班、奈良県広域消防組合、消防団
第12 二次災害防止対策	本部事務局班、施設資材班、関係機関
第13 災害救助法の適用	本部事務局班、救護厚生班、関係機関
第14 緊急物資の供給	本部事務局班、施設資材班、磯城郡水道企業団
第15 防疫・保健衛生活動	救護厚生班、関係機関
第16 ライフラインの確保	施設資材班、磯城郡水道企業団、関係機関
第17 農林関係応急対策	施設資材班、関係機関
第18 教育関係応急対策	教育総務班、救護厚生班
第19 遺体の収容・処理及び火葬等	救護厚生班、関係機関
第20 廃棄物の処理等	救護厚生班、施設資材班、関係機関
第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ	受援庶務班、救護厚生班、社会福祉協議会、関係機関
第22 文化財応急対策	教育総務班
第23 社会秩序の維持	本部事務局班、関係機関
第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部事務局班

第1 組織体制

町は、大規模地震発生時には、応急対策活動を実施する組織体制を確立する。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 応急活動実施体制の確立 第1 組織体制 に準ずる。

第2 参集配備体制

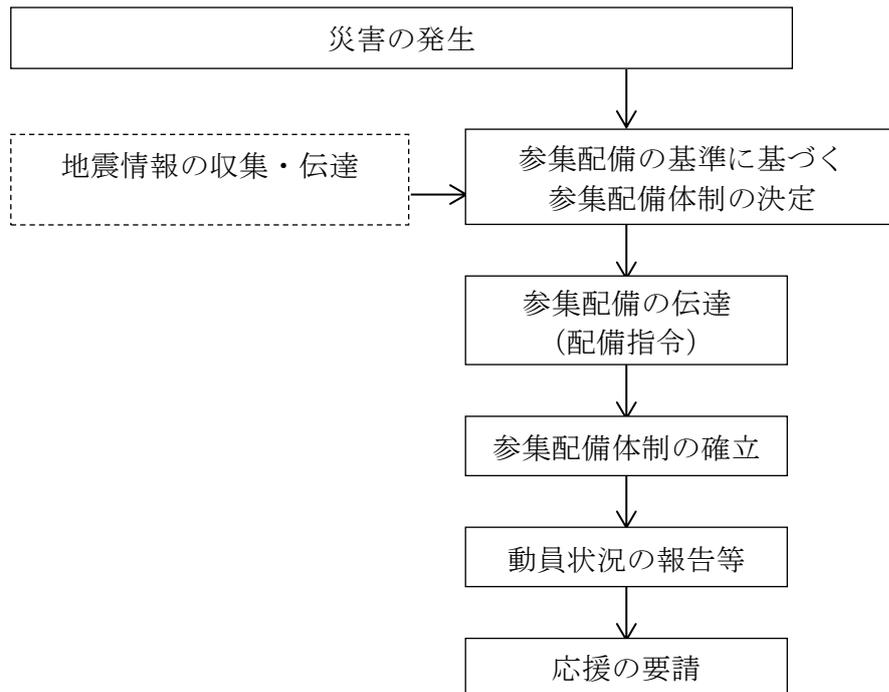
迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況または発生すると予測される状況に応じて参集配備を行う。

《実施担当》

担当	各班、関係機関
----	---------

対策の体系	参集配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 参集配備の基準 2 指揮系統 3 任務分担と活動 4 参集方法 5 動員状況の報告等 6 応援の要請 7 参集時の留意事項 8 福利厚生
-------	--------	---

■ 応急対策の流れ



1 参集配備の基準

災害の発生の状況や被害の規模に応じた参集配備を行う。参集配備は、あらかじめ定めた警報班（5班、職員約16人規模）を基本単位として実施する。

参集配備体制の基準を以下の通りとする。

■参集配備の基準

本部	—		警戒本部の設置	災害対策本部 の設置	
区分	待機体制		1班動員体制	2班動員体制	全員動員体制
	時間内	時間外			
	総務課、消防団など必要最低限で	総務課長があらかじめ指定した職員	警報班 1 個班	警報班 2 個班(当番及び次班) 総務課（管理職以上及び防災担当者） まちマネジメント課（管理職以上）	全員
	数名		約16名	約40名	約80名
地震編	以下のいずれかに該当したとき（①、②は自動設置）				
	<ul style="list-style-type: none"> ①町内において震度4の地震が発生したとき。 ②総務課長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ①町内において震度5弱の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ③総務課長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ①町内において震度5強の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ③町長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ①町内において震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②町長が必要と認めるとき。 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、災害情報の収集整理 ・ 関係機関連絡網の確認 ・ 次の体制への移行準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、災害情報の収集整理 ・ 関係機関との連絡調整等 ・ 現地パトロール等 ・ 一時避難所の開設検討（対象地域の自治会長に連絡） ・ 指定避難所の開設検討（対象地域の自治会長に連絡） ・ 高齢者等避難発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、災害情報の収集整理 ・ 関係機関との連絡調整等 ・ 現地パトロール等 ・ 一時避難所を開設 ・ 指定避難所の開設 ・ 避難指示発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策を実施 ・ 指定避難所の開設 ・ 緊急安全確保発令 	
避難情報との関係	—		・ 高齢者等避難発令の目安	・ 避難指示発令の目安	・ 緊急安全確保発令の目安
指定避難所の開設	・ あらかじめ指定してある指定避難所派遣職員の事前確認		・ 指定避難所派遣職員の配備	・ 指定避難所開設	

2 指揮系統

- (1) 待機体制では、参集した職員（必要最低限の人数で）に対し、総務課長が指揮をとる。
- (2) 2班動員体制、全員動員体制では、班長が自らの班の参集までの指揮をとり、参集後は、災害対策本部長の指揮下に入る。

3 任務分担と活動

体制ごとに以下の任務分担に基づき活動する。任務分担は基本的なものであり、災害の事態の変化に応じ柔軟な対応を図る。

- (1) 待機体制では、災害対応に必要な最低限の職員で、情報収集連絡、警戒パトロール等を中心に活動を行う。
- (2) 1班動員体制では班長が、2班動員体制では本部長が災害の事態に対応するチーム（全体統括、情報収集・分析、広報・問い合わせ対応、避難所担当、応急対策準備などの任務分担）を編成し、活動を行う。
- (3) 全員動員体制は、災害対策本部の組織体制で定める任務分担に基づき、活動を行う。

4 参集方法

参集方法は以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内

ア 待機体制

総務課、消防団など必要最低限の職員が参集する。伝達は、在庁する職員間で行う。

イ 1班、2班、全員動員体制

参集配備体制の基準に沿って、警報班の職員が参集する。

各警報班の班長が、班の職員に対し、各課の内線電話を利用して参集の伝達を行う。

班の職員は指定の場所に参集する。

(1) 勤務時間外

ア 待機体制

あらかじめ指定した職員が参集する。伝達は、あらかじめ定めた連絡方法で総務課が行う。

イ 1班、2班、全員動員体制

参集配備体制の基準に沿って、警報班の職員が参集する。

役場の宿日直員が、警報班の班長に連絡する。連絡を受けた警報班の班長は、電話その他あらゆる手段を使って、参集の伝達を行う。班の職員は本庁舎会議室に参集する。

5 動員状況の報告等

(1) 動員状況の報告

ア すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を本部事務局班へ報告する。

ウ 本部事務局班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やか

に県に報告する。

(2) 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と町災害対策本部との連絡にあたる。

(3) 人員の確保

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を本部事務局班長に要請する。

この場合、本部事務局班長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(4) 日常業務の機能確保

業務継続計画に基づき、日常業務機能の確保に努める。

6 応援の要請

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第7 応援の要請・受け入れ に準ずる。

7 参集時の留意事項

(1) 災害時における職員の服務

ア 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ 職員は、出勤指令が出されたときはもちろん、災害が発生しまたは発生するおそれのあることを知った場合は、川西町役場に参集しなければならない。

(2) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。

これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。

ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集する。

ア 公務のため管外出張中の場合

イ 職員自身が災害発生時に療養中または災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

ウ 親族に死亡者または重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

エ 自宅から火災が発生しまたは周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

オ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

カ 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合

キ その他事情により、特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

8 福利厚生

本部事務局班長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力の持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際しては、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2) 食料等の調達

本部事務局班は、救護厚生班と協議のうえ、災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

(3) 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各班の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3 情報の収集・伝達

地震災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに川西町防災行政無線や衛星電話県防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
----	-------------------------

対策の体系	情報の収集・伝達	1 地震情報の収集・伝達 2 情報の収集・伝達系統 3 被害状況の把握 4 被害状況等の集約・整理等 5 県及び国への報告 6 通信手段の確保
-------	----------	--

1 地震情報の収集・伝達

本部事務局班は、地震災害発生後、直ちに奈良県震度情報ネットワークや気象庁（奈良地方気象台）から発表される地震情報の収集・伝達を行い、奈良県広域消防組合等の防災関係機関と情報の共有を図り、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

(1) 地震情報の種類

ア 気象庁による地震情報

① 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

② 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。

③ 震源・震度情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

⑤ その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

⑥ 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

⑦ 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、一般向けにテレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メールを通じて提供されるもので、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予測した地震について、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予測した地域に対して発表される。

イ 奈良県震度情報ネットワークシステムの震度

観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、地震情報として震度が発表される。

(2) 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は東海地震に関連する情報を発表する

(3) 庁内における伝達方法

庁内における伝達は以下のとおり行う。

ア 勤務時間内

① 勤務時間内において本部事務局班が受けた地震情報は、すべて庁内放送で放送する。また、予備動員指定職員に対し庁内メールで配信する。

② 震度4以上の地震情報、緊急地震速報、その他重要なものについては、あわせて電話または伝令で行う。

電話及び伝令は、予備動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各班長等に対して行うが、班長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外

① 職員は、自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階級に対応する配備基準により自主的に参集する。

② 電話連絡が可能な場合は、宿直担当者が総務課長に対し電話で連絡する。総務課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

③ その他の予備動員指定職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

(4) 住民への周知

住民への周知は、災害広報活動による。

2 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各班及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

ア 川西町防災行政無線

イ 有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段

ウ 車、バイク、自転車等を用いた伝令

(2) 情報収集・伝達系統

各班は、地震発生後ただちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、本部事務局班に報告する。

本部事務局班は、県、奈良県広域消防組合、天理警察署等の関係機関から情報を収集し、火災・危険物施設等被害の発生状況・危険性の有無、建物倒壊等被害の発生状況・危険性の有無（可能ならば人的被害を含めて。）、活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

情報収集を情報のとりまとめにあたる本部事務局班を中心とした情報収集系統及び情報伝達系統は、風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第5 情報の収集・伝達 に準ずる。

3 被害状況の把握

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第5 情報の収集・伝達 3 被害状況の把握 に準ずる。

4 被害状況等の集約・整理等

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第5 情報の収集・伝達 4 被害状況等の集約・整理等 に準ずる。

5 県及び国への報告

(1) 報告すべき災害の基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課に報告する。

また、次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。

なお、本部事務局班は、県へ報告できない場合及び下記の直接即報基準に該当する災害または事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（消防庁）へ報告を行う。この場合、事後速やかに県に報告を行う。

■国（消防庁）への報告（直接即報基準・即報基準）

直接即報基準	○ 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき (被害の有無を問わない)	
即報基準	一般基準	○ 救助法の適用基準に合致するとき ○ 町が災対本部を設置したとき
	個別基準 (地震)	○ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したとき
	社会的影響基準	○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

出典：火災・災害等即報要領

(2) 本部事務局班による県防災統括室への報告

本部事務局班は、災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの

間、次の報告区分及び要領をふまえ、電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室へ報告を行う。

ア 報告区分、内容、様式

報告区分、内容、様式については、風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第5 情報の収集・伝達 5 県及び国への報告 に準ずる。

イ 報告要領

- ① 災害概況即報、被害状況即報は、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等で迅速に報告する。
- ② 県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対し報告する。
- ③ 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（「直接即報基準」に該当する）については、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ④ 被害状況即報は、定時の被害状況即報等、知事（県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従い報告する。
- ⑤ 応急対策の実施状況については、避難者の人員に占める要配慮者の人員を併記するなど、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況に特に配慮する。

(3) 各班による県事業担当課への報告

各班は、担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って、遅滞なく調査事項ごとに県の各事業担当課へ報告する。

6 通信手段の確保

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第5 情報の収集・伝達 6 通信手段の確保 に準ずる。

第4 災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人ひとりが漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、災害相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、関係機関
----	-------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第6 災害広報・広聴対策 に準ずる。

■ 地震発生時の町民広報システム

1. 目的

川西町で震度4以上の地震が発生した場合、昼夜を問わず、ただちに防災行政無線を通じて、発災時の心得等を放送し、不安な住民心理を落ち着かせ、冷静に自分や家族、隣近所と助け合い住民自身が自ら身の安全を守ることにより、人的被害を最小限に食い止めると共に、火災の発生やその他地震による2次的災害を最小限に食い止める事を目的とする。

2. 放送内容

- ① 先頭の喚起音は、チャイム音（ド・ミ・ソ・ドの上りチャイム）
- ② 呼び出し名称：こちらは川西町役場です。
- ③ 震度6弱以上の時

ただいま、非常に強い地震がありました。

みなさん、落ち着いて行動して下さい。

先ず身の安全を守り、火の始末をして下さい。

あわてて外に飛び出さないで下さい。

戸や窓を開けて出口を確保して下さい。

倒れてくるものや落ちてくるものに気を付けて下さい。

もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。

今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

今後も地震活動が活発になると思われますが、隣近所と助け合い、安全を確保して下さい。

川西町では、全職員で特別配備体制を取ります。

④震度5弱以上の時

ただいま、強い地震がありました。

みなさん、落ち着いて行動して下さい。

先ず身の安全を守り、火の始末をして下さい。

あわてて外に飛び出さないで下さい。

倒れてくるものや落ちてくるものに気を付けて下さい。

もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。

今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

⑤震度4の時

ただいま、川西町で地震を観測致しました。

みなさん、落ち着いて行動して下さい。

先ず身の安全を守り、火の元、ガスの元栓を閉めて下さい。

今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。

⑥放送の構成

チャイム音→呼出名称→通報メッセージ×2回→下りチャイム音

震度6弱以上・震度5弱以上・震度4の順に優先度を持たせ、地震警報の通報中に、より優先度の高い震度が入力された場合は、メッセージの内容を切り替える。

第5 応援の要請・受け入れ

各班は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

なお、要請については、受援庶務班が窓口となり実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、受援庶務班、関係機関
----	-------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第7 応援の要請・受け入れ に準ずる。

第6 自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ

本部長（町長）は、住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊災害派遣要請を要求するとともに、受け入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第8 自衛隊災害派遣の要請要求・受け入れ に準ずる。

第7 救助・救急活動

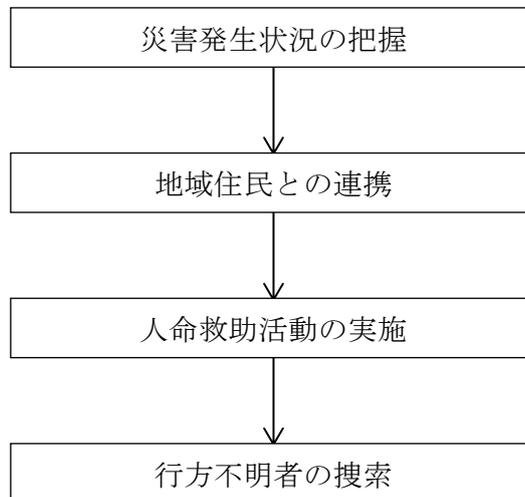
住民、自主防災組織、天理警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、奈良県広域消防組合、川西町消防団、関係機関
----	------------------------------------

対策の体系	救助・救急活動	1 災害発生状況の把握 2 救助・救急活動 3 行方不明者の捜索 4 自主防災組織
-------	---------	--

■ 応急対策の流れ



1 災害発生状況の把握

本部事務局班は、地震発生に際しては、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、全町域に関して人的被害発生、または発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。

また、奈良県広域消防組合及び消防団は、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

2 救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

ア 町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

また、奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災

航空隊と協議し、応援側都道府県又は応援側市町村(以下「応援側都道府県等」という)を決定することとしている。奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに町長に報告の上、広域航空消防応援の要請を行うものとする。

町は、本部事務局班を通じ、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、奈良県広域消防組合、自衛隊等に協力を要請し、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

ウ 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

エ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ(治療の優先順位の決定)を実施し、効果的な救急活動を実施する。

オ トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

カ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 対象者

ア 倒壊又は、破損した家屋や建築物に取り残された者

イ 地震火災時に火中に取り残された者

ウ 地震に伴うガス、危険物の大事故等により、生命や身体が危険な状態にある者

エ 地震に伴う列車、自動車等の大事故により、生命や身体が危険な状態にある者

オ その他、救出、救助を必要とする者

(3) 救助活動の要領

ア 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。

イ 被害拡大の防止を実施する。

ウ 傷病者の救出を実施する。

エ 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。

オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

カ 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

キ 消防機関は、資機材等を有効に利用して、被災者の救出を迅速に行う。

ク 住民は互助精神に基づき、救助活動に積極的に協力する。

ケ 会社、工場、事業所、その他の団体等の自衛消防組織隊はこの活動に積極的に協力する。

コ 救出した負傷者は、その症状に適した医療機関等へ救急車等にて搬送する。

サ 地震災害が大規模で、消防署員、消防団員、町職員、警察官、住民等による救助が困難な場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(4) 発見者の通報

救助を要する町民等を発見した者や死傷者を伴う災害を見出した者は、直ちに奈良県広域消防組合(通信指令センター)に通報するものとする。

(5) 救急活動

ア 活動方法

救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所や病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。また、現場で応急処置を施す必要がある者が多数いるときは、医師会(桜井地区医師会)等に協力を依頼するものとする。なお、現有の救急車両や人員のみで処理の実施が困難な場合、奈良県広域消防組合管理者は、消防相互応援協定を締結している近隣市町村等の消防機関に応援要請をするものとする。

以下に示す項目の具体的な活動方法については、「奈良県広域消防組合救急業務運用規程、集団災害救助救急業務計画」に基づき実施するものとする。

- ・ 出動体制
- ・ 活動の原則
- ・ 各隊の活動区分
- ・ 指令室の対応
- ・ 指揮所の設置
- ・ 指揮本部の設置
- ・ 現場救護所の設置及び任務等
- ・ 報告及び広報
- ・ 非常招集
- ・ 関係機関等との連絡調整
- ・ 災害対策本部との関連
- ・ 訓練の実施

イ 留意事項

地震火災発生時の救急隊による救急活動は、被救助者のうち医療機関等へ搬送する必要があるものに対する搬送活動を主たるものとして、次の処置行動に留意するものとする。

- ① 傷病者の応急処置
- ② 傷病者搬送順位
 - 1 重症
 - 2 中等症
 - 3 軽症
- ③ 救急医療機関の収容力の状況報告
- ④ 搬送医療機関名、傷病程度及び搬送人員等の掌握
- ⑤ 搬送途上の交通障害路線の掌握及び報告
- ⑥ 傷病者の調査報告
- ⑦ 救助要請

3 行方不明者の捜索

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び天理警察署等関係機関との密接な連携のも

と、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、救護厚生班は、町本部への通報・届出、及び各班が収集した情報をもとに行方不明者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、救護厚生班が町本部における連絡窓口となる。

(1) 地震災害の規模等の状況を勘案して、天理警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

(2) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（町長）の指示によって継続して実施する。

(3) 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

4 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関と連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

第8 医療救護活動

医療機関と連携のもと、地震災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《実施担当》

担当	救護厚生班、奈良県広域消防組合、関係機関
----	----------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第10 医療救護活動 に準ずる。

第9 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

また、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第11 公共土木施設等・公共建築物応急対策 に準ずる。

第10 緊急輸送活動・交通規制

消火、救助・救急、医療活動の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、施設資材班、関係機関
----	-------------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第12 緊急輸送活動・交通規制 に準ずる。

第11 大規模火災対策

《実施担当》

担当	本部事務局班、奈良県広域消防組合、消防団
----	----------------------

対策の体系	大規模火災対策	1 消防活動 2 市街地火災応急対策 3 消防活動に係る応援の要請・受け入れ 4 地域住民との連携
-------	---------	--

1 消防活動（消防計画）

地震火災発生において町民の人命保護と火災による被害の軽減を図るための消防対策は、風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第4 警戒活動 2 消防活動（消防計画）に準じて実施する。

初動活動にあたる奈良県広域消防組合及び川西町消防団員の活動を以下に示した方法により実施する。

(1) 非常召集

地震により火災が発生すると察知した時は、消防職員は、奈良県広域消防組合職員非常召集規程により参集する。また、消防団員は、所属分団器具庫等に参集する。

ア 応招した消防職員、消防団員

磯城消防署長は消防署員、川西町消防団長は消防団員を指揮する。

イ 災害状況の収集

消防職員及び消防団員は自己居住地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努めるものとする。

(2) 消防隊の編成

情報収集及び二次的な災害発生に備え、消防車の分散配備等状況に応じて編成替えするものとする。

(3) 出火防止、初期消火の周知

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、地域や職場等によって行われるが、奈良県広域消防組合はあらゆる方法によって住民等にこの活動の重要性を周知徹底するものとする。

(4) 被害情報の収集

地震発生直後の初動活動を迅速、的確に行うため、関係機関との連携を密にし、あらゆる施設と通信網を活用し、被害状況等の収集を行うものとする。

(5) 消防隊の運用

ア 消防車両の配備

① 情報収集、無線通信連絡及び人命救助並びに初期消火等の迅速な活動を実施するため、地震の通報後直ちに、消防車等を消防署前に警戒配備するものとする。

- ② 広報車等消防車両は、消防無線を搭載して町内を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行うものとする。
- ③ 川西町消防団の各分団は消防車で分団の管轄区域を巡回し、災害情報を調査するとともに、情報収集活動を行うものとする。

(6) 火災防御活動

震災による火災は同時多発することがあることを考慮し、奈良県広域消防組合、川西町消防団（各分団消防隊）が連携した行動により人命救助を優先して、災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御活動を行うものとする。

2 市街地火災応急対策

奈良県広域消防組合は、地震発生後に市街地火災が発生した場合、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。本部事務局班は、各班をとりまとめ、これに協力し、必要な後方支援を行う。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 火災防ぎょ活動の原則

ア 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等の防ぎょを行う。

イ 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

ウ 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

エ 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎょを優先する。

3 消防活動に係る応援の要請・受け入れ

(1) 応援要請

ア 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請

災害による火災の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、協定市町村に応援を要請する。

イ 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

ウ 広域航空消防応援要請

奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し、応援側都道府県又は応援側市町村(以下「応援側都道府県等」という)を決定することとしている。奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに町長に報告の上、広域航空消防応援の要請を行うものとする。

エ 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 応援隊の受け入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、奈良県広域消防組合は、応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

4 地域住民との連携

地域住民は、奈良県広域消防組合が災害現場に到着するまでの間、自身の安全を確保した上で、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

奈良県広域消防組合は、必要に応じて、地域住民の安全を確保した上で、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

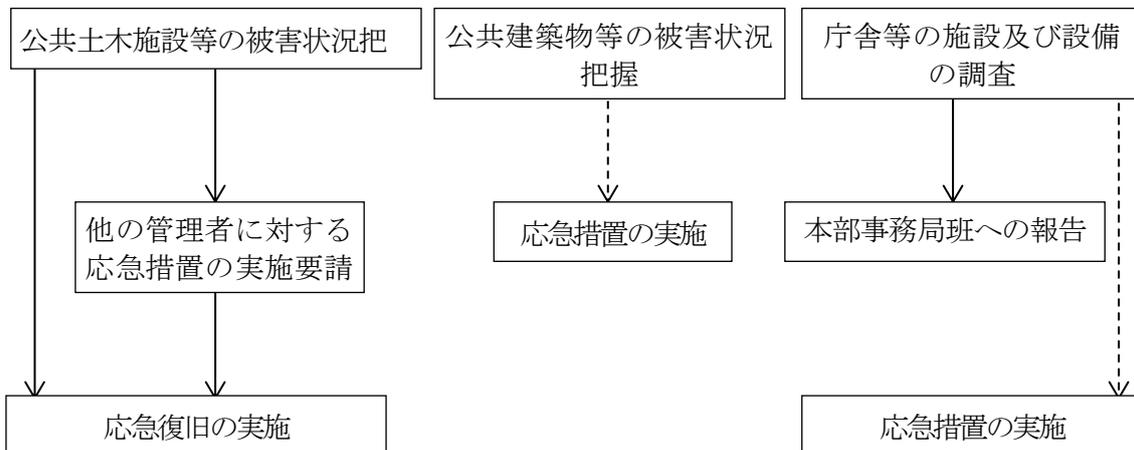
第12 二次災害防止対策

余震、洪水などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	本部事務局班、施設資材班、関係機関	
対策の体系	二次災害防止対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等 2 被災建築物、被災宅地 3 地震水防活動 4 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設） 5 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

■ 応急対策の流れ



1 公共土木施設等

公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

(1) 道路・橋梁

施設資材班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

ア 被害状況の把握

アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。
その他危険箇所の緊急点検を実施する。

イ 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、本部事務局班を通じて当該道路管理者（中和土木事務所又は奈良国道事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに天理警察署に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

エ 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

オ 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設管理者は、現場付近への立入禁止、避難誘導等、付近住民の安全確保の措置をとり、応急復旧を実施する。

カ 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

この措置についてはそれぞれ被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工するものとする。

① 道路

- ・路肩決壊の場合は杭打又は土俵積にて施工する。
- ・小規模の道路全壊の場合は、築堤するかあるいは仮栈橋にて施工する。
- ・仮栈橋が適当でない場合、仮設道路を施工する。

② 橋梁

- ・橋梁面が被害を受けて通行不能となった場合は、並べ木で応急施工するか、鉄板等にて覆工する。
- ・橋脚、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

キ 障害物の除去計画

地震動による家屋、建築物、各種構造物の倒壊や破損に伴って、また地震火災後の粗大廃材など住民の手におえない相当量の障害物が生じるので、以下に示す方法によりこれらの除去作業を実施する。

① 障害物の処理

- ・道路関係及び河川関係の障害物はそれぞれの管理者が除去を行う。また、住宅関係の障害物の除去については、「災害救助法」が適用された場合は、県知事が実施する。県から委任を受けた場合は町で行う。同法の適用がない場合は、町長が被害戸数を勘案した上、必要の都度実施する。
- ・車両（ダンプ車及び特殊車）の出動体制を整える。
- ・必要に応じ、町の民間業者に協力を要請し、必要車両・人員を確保する。
- ・処理能率の向上を図るため必要に応じて空地等を利用し、障害物の集積地もしくは中継地を設ける。
- ・避難、救護、救援物資の緊急輸送道路を確保するため、この道路を優先して障害物

の除去を行う。

② 住民による障害物処理に対する協力要請

- ・災害により発生する障害物を早急に処理するため、自治会長等を通じて住民の協力を要請する。
- ・地震災害により発生した廃材、土砂、ごみ等の区分を徹底する。
- ・集積地を自治会長等を通じて徹底する。

③ 障害物の処分

- ・除去した物件は焼却又は埋立てにより処分する。

ケ 応援要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、施設資材班を通じて県(中和土木事務所)に対し応援を要請する。

コ 放置車両等の対策

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

- ② 道路管理者は、①の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

- ③ 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに①の措置を実施する。

(2) 河川、水路、ため池

施設資材班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

ア 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

河川管理施設が決壊したときは、直ちにその旨を中和土木事務所、天理警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

イ 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局班を通じて当該施設管理者(大和川河川事務所、中和土木事務所、ため池管理者)に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関に連絡及び住民に広報するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

エ 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸等の仮復旧措置を速やかに実施す

るとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

オ 応援要請

町単独での応急措置が困難な場合は、施設資材班を通じて県に対し応援を要請する。

2 被災建築物、被災宅地

本部長（町長）は、大規模地震により被災した建築物の倒壊または宅地擁壁の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、必要な応急対策を実施する。

(1) 公共建築物

各班は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備、並びに所管する公共建築物の被害状況を速やかに把握し、本部事務局班へ報告するとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物の使用禁止、または立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

本部事務局班は、県等の関係機関庁舎等の被害状況を速やかに把握する。

なお、庁舎等について防災上の機能に支障がある場合、応急的補強等緊急措置を講じる。

施設資材班は、特に、次に掲げる建築物については、災害時の活動上重要な拠点となるため、県の協力を得て速やかに応急危険度判定を行う。その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるように、施設管理者に勧告する。

ア 応急活動上の拠点施設となる庁舎等

イ 緊急の救護所となる医療施設等

ウ 被災者の一時収容施設となる学校等

エ その他の公共施設

(2) 民間建築物

町長は、県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会と連携しつつ、大規模地震に被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

実施にあたっては、被害の状況により被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、実施し、必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

ア 応急危険度判定作業

① 施設資材班は、判定士、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、必要に応じ、県へ要請する。

また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

② 施設資材班は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

③ 施設資材班は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

ウ 応急危険度判定の広報

施設資材班は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、住民に理解

を得るための広報を本部事務局班に依頼する。

(3) 宅地

施設資材班は、被害状況を県に報告するとともに、二次災害防止のため概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

また、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎や避難施設等の防災上重要施設が立地する宅地においては、被災宅地危険度判定士等により速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

ア 被災宅地の応急危険度判定作業の準備

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 被災宅地危険度判定士受け入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

イ 調査の体制

被災宅地危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

ウ 応援要請

町単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

3 地震水防活動

大規模地震発生後における河川、水路またはため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、適切な地震水防応急対策を実施する。

(1) 監視警戒活動

本部長（町長）は、大規模地震発生後、市街地延焼火災の危険が回避された場合は、河川ため池等の管理者と連携し、直ちに区域内的の河川、水路、ため池等の監視警戒活動を行う。

巡視の結果、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講じるよう求める。

ただし、緊急を要する場合は、その他適宜に水防活動を行う。

(2) 応急警戒復旧

地震時に実施する水防上の応急措置としては、特に河川・ため池の護岸等の応急補強などが想定されるが、必要な応急措置を実施する。

ア 施設資材班は、ため池等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

イ 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。

ウ 地震により護岸等が被害を受け危険と考えられる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。

エ 本部長（町長）は、水防法第21条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、天理警察署に対して警察官または警察職員の出動を求める。

(3) 水防に必要な資機材の点検整備等

本部事務局班及び施設資材班は、それぞれ所管する水防倉庫の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

4 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設）

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

町は、必要に応じて立ち入り検査を実施するなど適切な措置を講ずる。

(2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

5 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

(1) 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設※の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを行う。

※医療法に基づき X線装置、診療用放射線照射装置等を有する医療機関等が対象となり、県が把握・指導を行う。

(2) 避難及び立ち入り制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等により放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

第13 災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《実施担当》

担当	本部事務局班、救護厚生班、関係機関
----	-------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第13 災害救助法の適用に準ずる。

第14 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

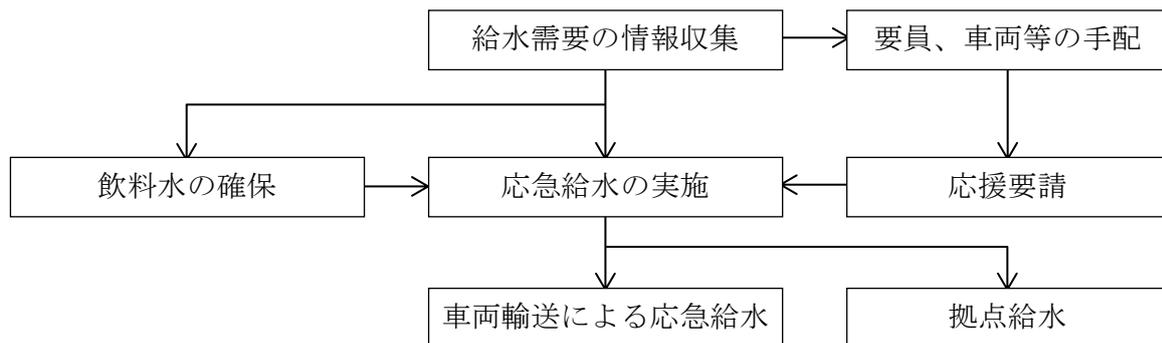
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、施設資材班、磯城郡水道企業団
----	-----------------------

対策の体系	緊急物資の供給	1 給水活動 2 食料の供給 3 生活必需品の供給
-------	---------	---------------------------------

■ 応急対策の流れ



1 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄（最低3日間、推奨1週間）により対応する事を基本とする。

(1) 情報の収集

本部事務局班は磯城郡水道企業団と連携し災害発生後、速やかに次の情報を集約・整理し、被害の範囲・規模を把握する。

ア 浄水場の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

ウ 医療機関、福祉施設、避難所等の優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

磯城郡水道企業団は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、施設資材班と協力し、応急給水を実施する。

ア 最低給水量

飲料水を確保する手段を失った罹災者に対する給水量は、1日1人当たり3リットル程度を最低限確保するものとする。

イ 給水方法

① 給水タンク車による給水

避難所や病院、学校等の施設で、水槽または容器を備えてある場所については、給水タンク車による給水を実施する。

また、配水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

② トラックによる給水

診療所、福祉施設等で水槽または容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、給水容器等を使用し、トラックによる給水を実施する。

③ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い給水を実施する。

ウ 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

エ 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(3) 広報

本部事務局班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

ア 手段

- ① 川西町防災行政無線
- ② 町ホームページ
- ③ 広報車
- ④ 広報紙
- ⑤ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

イ 広報内容

- ① 給水時間及び給水場所
- ② 容器持参の呼びかけ
- ③ 断水の解消見込みその他必要な情報

(4) 応援要請

磯城郡水道企業団は、十分な給水活動を実施することが困難な場合には、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
 - カ その他必要事項
- (5) 上水道施設の応急復旧

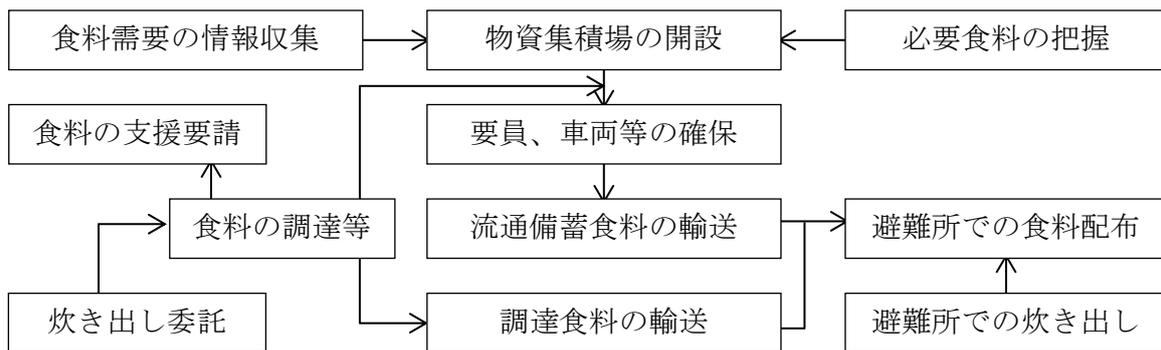
飲料水を住民に安定して供給するために、対策要員を確保し、また民間業者の協力を得て、地震により破損した上水道関係施設を早急に修理し補修する。

2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（最低3日間、推奨1週間分）により対応する事を基本とする。

■ 応急対策の流れ



(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ ライフライン等の被災によって調理ができない者
- ウ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- エ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 必要量の把握

施設資材班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、食料供給対象者数のうち、高齢者用食やアレルギー対応食、粉ミルク等の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 食料の確保

施設資材班は、供給計画に基づき、流通備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

地震災害発生当初は、住民及び事業所等は自らの備蓄物資（最低3日間、推奨1週間

分)により対応する。

なお、町は、必要に応じて町保有の災害用備蓄物資を供給する。

イ 調達食料

協定業者、奈良県農業協同組合、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、本部事務局班が県、その他市町村等に応援を要請するとともに、地震災害が大規模なものとなり、給食対象者数が膨大であるため食料が不足するときには、県を通じて自衛隊保管の食料の供給及び炊飯車の出動を要請する。

なお、他の市町村、近畿農政局（奈良地域センター）、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 食料の内容等

① 主食

a 供給品目

原則として米穀（にぎりめし等）とするが、実状によっては乾パン及び麦製品とする。

b 供給数量

炊出しによる給食を行う場合の供給数量は、別途定める。

② 副食

炊出し用副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、速やかに調達できるようにしておく。

エ 食料の備蓄場所

川西町防災備蓄倉庫をはじめ、保健センターを除く5箇所の指定避難所に分散して備蓄している。

(4) 給与基準

ア 期間

この給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。なお、住宅の被害による被災者が、一時縁故先へ避難する場合の応急的な食料品の給与については、現物をもって3日以内の食料品を支給する。

イ 費用の基準

炊出し及びその他による食料品の給与のための費用は、別途定める。

ウ 乳幼児に対するミルク等の給与

乳幼児に対する炊出しその他による食料品の給与は、ミルク等によって行うこともできるが、その基準は上記の費用の基準に準じて適宜行うものとする。

(5) 県への報告と支援要請

ア 報告

本部事務局班は、物資の調達・供給について、県との緊密な情報交換を行う。

① 住民等の状況を把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

② 物資を調達・供給したときは、その状況を速やかに県へ報告する。

イ 支援要請

町のみでは、食料の提供不足が生じる場合には、知事に対し、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な数量等を通知・要請する。

なお、県と連絡がつかない場合、農林水産省生産局に対して、直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。

この連絡を行った町長（本部長）は、その旨を知事に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(6) 供給方法

ア 施設資材班は、調達食料を調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。

イ 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

ウ 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

(7) 炊き出しの実施

施設資材班は、組織体制等が整ってきた段階において、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア 炊き出しの場所

炊き出しは、主として給食設備のある川西町給食センターで行う。

イ 炊き出しの方法

① 各炊き出しの現場にはあらかじめ、その責任者を定めておくものとする。

② 給食設備のある川西町給食センターを炊き出しの場所とした場合は、学校給食調理員を主体としてこれに充てる。

給食設備のない場所にあつては、災害救助隊員、日赤奉仕団、その他の協力者又は炊き出しを受ける者等の協力によって炊き出しを実施する。

(8) 食品衛生

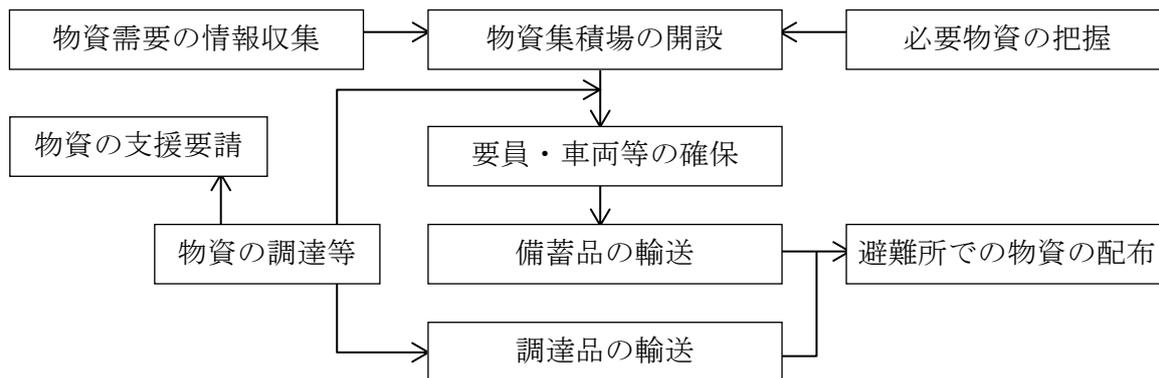
食料品、飲料水、炊出し施設、器具、容器等の衛生には厳重に注意する。

3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

なお、住民及び事業所等は、災害発生当初は自らの備蓄物資（最低3日間、推奨1週間分）により対応する事を基本とする。

■ 応急対策の流れ



(1) 生活必需品供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

施設資材班は、生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。なお、生活必需品対象者数のうち、ほ乳瓶、オムツ、生理用品等、老若男女のニーズの違い、要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 生活必需品の確保

施設資材班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

イ 調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じてその他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、本部事務局班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

- ① 被服、寝具及び身のまわり品
- ② タオル、石鹸等の日用品
- ③ ほ乳瓶
- ④ 衛生用品
- ⑤ 炊事道具、食器類
- ⑥ 光熱用品
- ⑦ 医薬品等
- ⑧ 高齢者や障がい者等に必要な介護用品・機器、補装具、日常生活用具

⑨ その他必要なもの

(4) 供給方法

ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

イ 調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

ウ 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

エ 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。

なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

(5) 備蓄物資の在庫場所

川西町防災備蓄倉庫及び各指定避難所とする。

(6) 物資集積場所

被害の状況等により本部長が必要と認めた時は、川西小学校に救援物資集積所を設け、物資の集積及び配分を行う。

第15 防疫・保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	救護厚生班、関係機関
----	------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第15 防疫・保健衛生活動 に準ずる。

第16 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者等は、地震災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、被害状況について、町及び県に報告する。

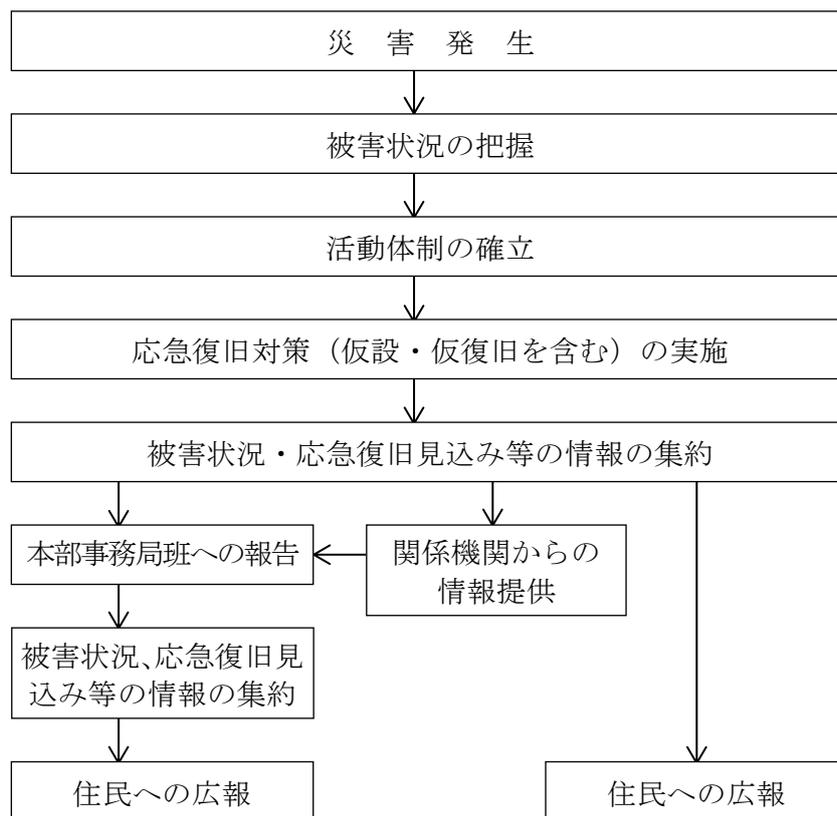
また、地震災害によって途絶したライフライン施設については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《実施担当》

担当	施設資材班、磯城郡水道企業団、関係機関
----	---------------------

対策の体系	ライフライン等の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道（磯城郡水道企業団） 2 下水道 3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社） 4 都市ガス（大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部） 5 LPガス（LPガス事業者） 6 電気通信（西日本電信電話株式会社）
-------	------------	---

■応急対策の流れ



1 上水道

(1) 活動体制

磯城郡水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。

それでもなお不足する場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 点検

災害が発生するおそれがあるときの対策は、おおむね次のとおりとする。

- ア 町長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部所に待機するものとする。
- イ 水道諸施設復旧資材、防災行政無線機、給水車及び給水タンクの確認及び再点検を行うものとする。
- ウ 被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備するものとする。

(3) 応急措置

磯城郡水道企業団は、地震災害が発生した場合、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止または制限など二次災害の防止措置を講じる。

特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、県（広域水道センター・水資源政策課）、磯城消防署、天理警察署への通報、並びに付近住民への広報を行う。

(4) 応急復旧

災害が発生して上水道施設が被災した場合、水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施するものとする。

- ア 上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力(株)奈良支店と緊密な連携を保ち、施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請するものとする。
- イ 停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況を絶えず調査し把握するものとする。
- ウ 被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告するものとする。
- エ 災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「本編第3章第1 緊急物資の供給」に基づいて実施するものとする。
- オ 被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策を実施する。
- カ 応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施工するものとする。
- キ 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒剤等を調達して復旧体制の確保を図り、避難所、病院、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。
- ク 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。

(5) 広 報

- ア 上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- イ 磯城郡水道企業団ホームページで広報するとともに、町ホームページ、広報車、自治

会有線放送等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに及び節水に努めるよう広報を依頼する。

2 下水道

(1) 点検

ア 施設資材班は、下水道施設の被害調査を行う

イ 施設資材班は、下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧を行う

(2) 応急復旧

水道供給班は、被災した下水道施設の応急復旧を実施する。

ア 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。

イ 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。

ウ 下水道管渠の閉塞等の被害が発生して、下水道の使用が不能となった場合は、処理区域においては、水洗便所の使用ができなくなるため、直ちに復旧工事を実施するものとする。

エ 災害による被害状況に基づいて、被害箇所を再確認してその対策について研究し、事後の災害予防に備えるものとする。

オ 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。

カ 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

(3) 広 報

ア 下水道施設の被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

イ 川西町防災行政無線、町ホームページ、広報車等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報を行うとともに節水に努めるよう広報する。

3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

ア 地震災害が発生し、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合、または県、消防機関等から要請があった場合は、送電中止等の危険予防措置を講じる。

この場合、直ちに県、奈良県広域消防組合、天理警察署に通報するとともに、付近住民に周知する。

(2) 応急供給及び復旧

ア 被害状況によっては、他の電力事業者との協定に基づき、電力の供給を受ける。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。

ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他の電力事業者に応援を要請する。

エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広 報

ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 都市ガス（大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部）

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

災害情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため必要がある時は、顧客及び一般市民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

5 LPガス（LPガス事業者）

LPガス事業者は、LPガス施設の被災による災害を最小限に止め、LPガスの消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下

のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校、病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無またはその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止または容器撤去を行う。

エ 大規模地震が発生した際は、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められたLPガス設備全てとする。

イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

(3) 広 報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

6 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模及び状況により、災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、次により臨機に措置を講じる。

ア 災害のため通信が途絶し、または通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

イ 災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

ウ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

エ 災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れがある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

(2) 設備の応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

(2) 広 報

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

第17 農業関係応急対策

地震災害が発生した場合、農業関係の被害拡大を防止するため、農業に関する応急対策を実施する。

《実施担当》

担当	施設資材班、関係機関
----	------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第17 農業関係応急対策に準ずる。

第18 教育関係応急対策

教育総務班は、地震災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、学校教職員、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、その他の教育施設については、各関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

《実施担当》

担当	教育総務班、救護厚生班
----	-------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第18 教育関係応急対策 に準ずる。

第19 遺体の収容・処理及び火葬等

天理警察署と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

《実施担当》

担当	救護厚生班、関係機関
----	------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第19 遺体の収容・処理及び火葬等 に準ずる。

第20 廃棄物の処理等

し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《実施担当》

担当	救護厚生班、施設資材班、関係機関
----	------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第20 廃棄物の処理等に準ずる。

第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ

本部事務局班及び救護厚生班は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《実施担当》

担当	受援庶務班、救護厚生班、社会福祉協議会、関係機関
----	--------------------------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第21 ボランティア等自発的支援の受け入れ に準ずる。

第22 文化財応急対策

教育総務班は、地震災害が発生した場合は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者または管理責任者と協力して被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。

また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

《実施担当》

担当	教育総務班
----	-------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第22 文化財応急対策
に準ずる。

第23 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

《実施担当》

担当	本部事務局班、関係機関
----	-------------

対策の体系	社会秩序の維持	1 警備活動 2 住民への呼びかけ 3 物価の安定及び物資の安定供給
-------	---------	--

1 警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、天理警察署と連携し、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

(1) 実施機関

警備活動に係わる業務の実施は、天理警察署とする。

(2) 警備体制の区分

天理警察署における警備体制の種別は、次に定めるとおりとする

ア 甲号体制

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合にとる体制をいう。

イ 乙号体制

県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生し、相当な被害が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発せられた場合にとる体制をいう。

ウ 丙号体制

県内で震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発せられた場合にとる体制をいう。

(3) 警備部隊の配置と運用

天理警察署の配置と運用は次のとおりとする。

ア 甲号体制又は乙号体制

天理警察署で策定した警備計画に基づき、天理警察署震災警備本部を設置し、これを運用する。

イ 丙号体制

天理警察署で策定した警備計画に基づき、天理警察署震災警備連絡室を設置し、これを運用する。

(4) 警備措置

被災地における警備活動(生活安全対策)は、次のとおりとする。

- ア 地域安全活動
- イ 自主防災(防犯)組織の活動の推進
- ウ 流言飛語の防止

2 住民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

3 物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

(2) 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(4) 金融機関における預貯金払戻等

ア 町は、県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

- ① 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失または流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
- ② 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
- ② 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

風水害等対策編 第3編 応急対策計画 第2章 発災時の対応 第24 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 に準ずる。

第3編 応急対策計画
第2章 応急活動実施体制の確立

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 まちの復旧及び経済の振興対策

項目	担当
第1 公共施設等の復旧	各班
第2 激甚災害の指定	本部事務局班
第3 被災中小企業の振興	施設資材班
第4 被災農林業者への融資	施設資材班

第1 公共施設等の復旧

各部署は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《実施担当》

担当	各班
----	----

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第1章 まちの復旧及び経済の振興対策
第1 公共施設等の復旧 に準ずる。

第2 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第1章 まちの復旧及び経済の振興対策
第2 激甚災害の指定 に準ずる。

第3 被災中小企業の振興

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第1章 まちの復旧及び経済の振興対策 第3 被災中小企業の振興 に準ずる。

第4 被災農業者への融資

被災した農林業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第1章 まちの復旧及び経済の振興対策
第4 被災農業者への融資 に準ずる。

第2章 被災者の生活の安定

本町では、被災者に対し、速やかに支援措置を講じるため、被災者台帳を作成し、被災した世帯の各支援措置等を受けるための手続き書類として、罹災証明書を発行するなど必要な措置を、風水害・地震災害応急対策計画に記載の組織体制により講じ、また、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、被災者生活再建支援法に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金等（被災者生活再建支援金）を支援し、地域の復旧・復興に努める。

項目	担当
第1 罹災証明書の発行等	本部事務局班、施設資材班
第2 被災者の生活確保	各担当課

第1 罹災証明書の発行等

各種の被災者に対し、速やかに支援措置を講じるため、罹災証明の交付体制を早期に確立し、罹災証明書を交付する。

《実施担当》

担当	本部事務局班、施設資材班
----	--------------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第2章 被災者の生活の安定 第1
罹災証明書の発行等 に準ずる。

第2 被災者の生活確保

被災者の生活の安定を図るため、雇用対策の促進に努めるとともに、被災者の被害の程度に応じ、町税の減免・徴収猶予、資金の貸付、弔慰金・見舞金の支給等を行う。

《実施担当》

担当	各担当課
----	------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第2章 被災者の生活の安定 第2 被災者の生活確保 に準ずる。

第3章 被災者の心身のケア

項目	担当
第1 被災者生活再建窓口の開設	救護厚生班
第2 被災者健康維持活動	救護厚生班

第1 被災者生活再建窓口の開設

被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

《実施担当》

担当	救護厚生班
----	-------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第3章 被災者の心身のケア 第1
被災者生活再建窓口の開設 に準ずる。

第2 被災者健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、桜井地区医師会等の関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

《実施担当》

担当	救護厚生班
----	-------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第3章 被災者の心身のケア 第2 被災者健康維持活動 に準ずる。

第4章 被災者のすまいの再建の支援

項目	担当
第1 被災者生活再建支援金	本部事務局班
第2 住宅の確保	施設資材班

第1 被災者生活再建支援金

町は、被害状況を取りまとめ県へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

《実施担当》

担当	本部事務局班
----	--------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第4章 被災者のすまいの再建の支援 第1 被災者生活再建支援金 に準ずる。

第2 住宅の確保

町は、県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

《実施担当》

担当	施設資材班
----	-------

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第4章 被災者のすまいの再建の支援 第2 住宅の確保 に準ずる。

第5章 災害復旧・復興計画

項目	担当
第1 災害復旧・復興計画の策定	各班
第2 特定大規模災害発生時の復興計画	各班

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、本部事務局班は、災害復旧・復興計画の策定、実施のとりまとめに関する連絡調整を行う。

第1 災害復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・町民生活を目指し、発災後、町民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。

《実施担当》

担当	各班
----	----

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第5章 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興計画の策定 に準ずる。

第2 特定大規模災害発生時の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、同法では、大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるとされている。

《実施担当》

担当	各班
----	----

風水害等対策編 第4編 災害復旧・復興計画 第5章 災害復旧・復興計画 第2 特定大規模災害発生時の復興計画 に準ずる。

第4編 災害復旧・復興計画
第5章 災害復旧・復興計画

第5編 南海トラフ地震防災対策 推進計画

第1章 総則

項目	担当
第1 推進計画の目的	各班
第2 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	各班

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

「風水害等対策編第1編総則第3章防災関係機関の基本的責務と業務の大綱」に準ずる。

第2章 予防対策

項目	担当
第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	各班
第2 防災訓練	各班
第3 地震防災上必要な防災知識の普及計画	各班

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、県が定める「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

また、以下の事業についても、別に年次計画を定め整備促進に努める。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

「川西町耐震改修促進計画」に基づき、令和7年度までに住宅の耐震化率85%以上（将来的に95%以上）、多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率95%以上を目標として建築物の耐震化を促進する。

2 避難地・避難路の整備

災害に強いまちづくりの推進や公共施設等を活用するなどにより、災害時における避難地・避難路の整備を図る。整備にあたっては、要配慮者にも配慮するとともに、安全性の向上を図る。

3 消防用施設

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日、消防庁告示1号）に基づき、消防施設を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防施設の耐震化の促進に努める。

4 緊急輸送路の確保

避難路、一時避難地、広域避難地及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化等を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

緊急輸送道路に指定された路線について、特に重点的な耐震性の強化に努める。

5 通信手段・体制の整備

川西町防災行政無線など、平常時から通信手段の充実整備を図るとともに、通信設備や関連機器の保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するなど、耐災性の向上等に努める。

機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努める。

第2 防災訓練

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関、住民等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

2 具体的かつ実践的な訓練の実施

防災訓練は、参集訓練及び本部運営訓練、要配慮者支援訓練、情報収集・伝達訓練のよう目的を絞り具体的かつ実践的な訓練を行う。

第3 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、県、その他の防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1 町職員に対する防災知識の普及

南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、町職員に対する防災知識の普及を図る。

その内容は、南海トラフ地震に関する一般的な知識をはじめ、予想される地震動等、地震が発生した場合に具体的に取るべき行動、職員等が果たすべき役割などとする。

2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、県及び関係機関と協力して、ハザードマップの見直し・周知、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及の普及を推進する。

その内容は、上記「1」に準ずるほか、正確な情報入手の方法、避難場所及び避難路に関する知識、避難生活に関する知識などとする。

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

学校等においては次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

その内容は、南海トラフ巨大地震等に関する知識、地震発生時の緊急行動、教職員の業務分担、登下校時等の安全確保方法などとする。

第3章 応急対策

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

項目	担当
第1 南海トラフ地震臨時情報	各班
第2 臨時情報が発表された場合における災害応急対策	各班
第3 関係者との連携協力の確保	各班
第4 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	各班
第5 消火、救助・救急活動	各班
第6 緊急輸送	各班
第7 防疫、保健衛生	各班
第8 支援・受援体制	各班
第9 広域避難対策	各班
第10 物資等の確保	各班

第1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、大規模な地震と関連するかどうか調査し、その調査結果を発表するかたちで行われる。

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等として発表される。

第2 臨時情報が発表された場合における災害応急対策

町及び県は、気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合には、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達及び町の体制等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知その他必要な措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達

緊急速報メール、防災行政無線等により、町民に対して以下の注意喚起を伝える。

ア家具等の固定、転倒防止

イ食糧、飲料水等の用意

ウ避難場所及び経路の確認

エ家族の安否確認手段の家族での相談

- (2) 災害警戒本部体制

ア災害警戒本部を設置し、町としての対応を準備する。

イ避難所の配置職員は待機体制をとる。

- (3) 注意の期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されてから、おおむね1週間は注意する措置をとる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

緊急速報メール、防災行政無線等により、町民に対して以下の注意喚起を伝える。

ア家具等の固定、転倒防止

イ食糧、飲料水等の用意

ウ避難場所及び経路の確認

エ家族の安否確認手段の家族での相談

- (2) 警戒・注意の期間

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから、おおむね1週間は警戒する措置をとる。1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除

するものとし、さらに1週間は注意する措置をとる

(3) 災害対策本部体制

災害対策本部を設置し、避難所運営等に関する業務、関係機関との調整等を行うとともに、地震発生に備え災害応急対策等を確認する。

第3 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 資機材の配備手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な、防災用資機材、建設用重機、仮設トイレ、テント等（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達のためのリストや確保方法を検討しておく。町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資（寝具、衣類、炊事用品、日用品等）の供給の要請を行うことができる。

(2) 人員等の配備手配

町は、人員の配置状況を県に報告する。人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

2 他機関に対する応援要請

町は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るために企業や他機関等と締結した応援協定等に従い応援を要請する。

町長（本部長）は、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の地震防災派遣の要請を依頼する。

3 帰宅困難者への対応

公共交通機関の運行停止等により、通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は移動が困難になることが予測されることから、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉帰宅の抑制対策を進める。

第4 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難指示等の発令

町長（本部長）は、大地震の発生時に、町民の生命と身体の安全を確保するために危険地域の住民に対して、避難指示を発令する。

2 避難対策等

(1) 避難所の指定等

町は、災害から住民を安全に避難させるため、避難所を指定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

(2) 指定避難所の開設

町は、避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等を把握し、安全が確保された指定避難所を速やかに開設する。

指定避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各指定避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に、あらかじめ準備する事項を整理しておくものとする。

(3) 指定避難所における資機材等の確保

町は、指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

発災後は、適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

(4) 避難誘導

町民、事業所等は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、避難誘導のため必要な措置をとる。

3 要配慮者の支援

町は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、奈良県広域消防組合、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導を行う。

重度の介護の必要な者の避難受け入れ先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受け入れに関して協議しておくものとする。

第5 消火、救助・救急活動

地震発生直後の初期消火について、関係機関は連携を保ちながら、住民等に初期消火の徹底を呼びかける。また、県内の市町村等による相互応援協定に基づき、被害の軽減を図る。

町は、県及び関係機関と連携して、地震発生時において、町民の人命保護と被害の軽減を図るため、救助、救急、消火、障害物除去、避難及び医療等の活動を行う。

奈良県広域消防組合及び消防団は、町本部及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救出活動を実施する。

第6 緊急輸送

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、町は、県や関係機関と連携して緊急輸送体制を確保する。

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。輸送車両等が不足した場合は、県又は他市町村等に斡旋を要請する。

第7 防疫、保健衛生

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

第8 支援・受援体制

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。

町は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の燃料や備蓄等の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第9 広域避難対策

町及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

第10 物資等の確保

町は、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等に配慮して備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

令和6年3月

川西町地域防災計画（令和5年度修正）
地震対策編

編集発行

川西町防災会議

〒636-0202

事務局：奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1
川西町総務課

TEL：0745-44-2211 FAX:0745-44-4734

E-mail：ssoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp